

**英国の EU 離脱に関する
法律・制度上のガイドブック**

2018 年 10 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所

海外調査部欧州ロシア CIS 課

【免責条項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所がアシャースト UK 法律事務所に作成委託し、2018年9月に入手した情報に基づくものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

2019年3月29日23時（英国時間）に予定される英国のEU離脱（ブレグジット）に伴い、法制面での変化についての懸念が高まっている。しかし、英国および英国以外のEU加盟国に所在する企業や個人と取引をしている日系企業は多数あり、その業態も様々だ。ジェトロはそのため、英国アシャースト法律事務所に委託し、ブレグジットが日系企業に与える法的影響を説明したガイドの作成を試みた。

本書では、日系企業からの問い合わせが多い内容を取り上げ、法律上の問題点についてはできるだけ一般化することで、多くの日系企業にとって参考になるガイドとなるように心掛けた。

本書は、特に次のような取引を行い、拠点を持っている企業に役立つ情報となると考えている。

- ・英国を含むEU加盟国に拠点を持っている企業
- ・英国の企業と取引をしている企業
- ・EUに拠点を持たないが、日本から英国を通じて英国以外のEU加盟国に輸出している企業

なお、本書は一般的な影響を説明するもので、全ての企業に適用されることを保証するものではない。実際にどのようなアクションを取るべきかを決定、実施するには、専門家のアドバイスを得ることをお勧めする。

また、日系企業がブレグジットに備えて取ることが推奨されるアクションをチェックリストにまとめた。

目次

I	現在の EU 法の枠組みとブレグジットによる英国法への影響	1
II	英国法準拠・英国裁判所管轄の契約に対する影響	8
III	従業員の雇用に対する影響	15
IV	GDPR のコンプライアンス対策に対する影響	23
V	現地法人・支店に対する影響と留意点	29
VI	企業グループ内のファイナンス（資金の移動・調達）における留意 ...	35
VII	知的財産権に関する影響	42
VIII	主な EU 規格基準・規制に関する留意点	50
IX	英国／EU 間の輸出入における税務面での影響	62
X	企業買収手続きへの影響	69
	ブレグジットに関するチェック項目	75

I 現在の EU 法の枠組みとブレグジットによる英国法への影響

[サマリー]

■ポイント

- 英国には、英国議会で立法、制定される法律と、EU により立法、制定され直接、英国に適用される法律の 2 種類が存在する。
- EU の法律は EU の仕組みに影響を与えるものに限られているため、一般的には EU 加盟国間で共通の法律が存在することが不可欠なもの（例えば、人、モノ、資本、サービスの 4 つの自由に影響を与える規制や通商政策に関わるものなど）は EU の法律により定められているか、影響を受けているものが多いが、それ以外の法律（例えば、契約や不動産取引に関わる法律など）は、国内法により定められている。
- 英国の EU 離脱（以下、ブレグジット）以降、EU 法は、英国内にいる個人・企業には適用されなくなる。
- ただし、英国と EU との間で現在交渉されている離脱に関する合意文書（以下、離脱協定）が締結されれば、2019 年 3 月 29 日のブレグジット後も 2020 年 12 月 31 日まで移行期間が設けられ、この間はこれまで通り EU 法が英国でも適用される。
- 加えて、2018 年に制定された EU 離脱にあたっての英国内法（以下、2018 年 EU 離脱法）の下では、EU 法がブレグジット後もそのまま英国法として適用され、その効果が持続する。
- 離脱協定が締結されない場合は、移行期間が設定されないが、その場合も英国内における EU の法律の適用は 2018 年 EU 離脱法の下では変化がない。
- ただし、2018 年 EU 離脱法は英国内のみで効力を有するために、EU 法の下で英国の事業者には与えられている許認可（例：金融パスポート）などの効力はブレグジット後、英国以外の EU 加盟国では無効とみなされる可能性が高いために、注意が必要である。

■推奨されるアクション

- 英国法の適用だけを検討すれば良い英国内で行われるビジネスでは、法律が大きく変わることはないために、法律の観点から直近で何か対応を取る必要はない（英国以外の EU 加盟国へ輸出している場合などは、EU 法の適用の検討が必要となる）。
- EU のルールに基づいて、EU 全域でビジネスを行うための許認可を英国で取得している場合には、英国・EU 間で離脱協定が締結されず、移行期間なしでブレグジットを迎える場合に備え、ビジネスを継続して行うことができるようにするため、英国以外の EU27 ヲ国で許認可を取得するなどのプランを検討するべきである。

- 2018年EU離脱法の下で、当面の間はEU法が英国内でも適用され続けるが、中長期的には様々な改定がこれらの法律には加えられると考えられ、法制度の改定に注視するべきである。

1. はじめに

ブレグジットが日系企業のビジネスに与える法的影響を理解するためには、まずは現在の英国とEUの法体系をある程度理解することが重要である。本書では、現在の英国・EUの法体系について簡単に説明し、ブレグジットが与える全体的な影響について解説する

2. EUにおける法体系と英国におけるEU法の影響

(1) EUにおける法体系

EUは、加盟国（現在英国を含む28カ国）がEU条約（The Treaty on European Union）とEU運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union）を結ぶことで作られた、超国家的な組織である。基本的な組織体制は通常の状態を模し、加盟国の首脳により構成される欧州理事会（EU首脳会議、The European Council）、EUの立法や加盟国間の調整を行うEU理事会（閣僚理事会、Council of the European Union）、直接選挙で選ばれた各国の代表者からなる欧州議会（European Parliament）、法案の提出と制定後の執行を司る欧州委員会（European Commission）、EU法に関する判断を行う裁判所であるEU司法裁判所（Court of Justice of the European Union、以下、CJEU）などの機関が設けられている。

EUでは経済合理性のため、加盟国の権限をEUに委譲することによって、「規模の経済」を推し進め、加盟国間の障壁を除去してきたために、幅広い分野において、EUレベルで法律が策定されている

法律に関しても、通常の状態と同様に、制定法と判例法の2種類が主たるものとなっている。制定法には、加盟国で直接効力を有する規則（Regulation）と、加盟国が国内法を制定して初めて効力を有する指令（Directive）の2種類がある。制定法は一般的に、欧州委員会が法案をEU理事会と欧州議会に提出し同理事会と同議会で審議した後に、これらの3機関の間で協議が行われた上で、最終的な規定が決定される。実施規則など、欧州委員会が直接決定する権限を所有しているものもある。判例法については、加盟国

の裁判所において EU 法に関わる問題が発生した際には、加盟国裁判所は当該問題を CJEU に付託する。CJEU によってなされた決定は判例法となり、当該 EU 法に関しては全ての加盟国においてその決定が効力を有することになる。これらの EU の制定法・判例法は各加盟国の法律に優先する原則があり（supremacy of EU law、以下、EU 法優先の原則）、矛盾する国内法は無効・違法であるとみなされる。

重要な点としては、これらの法律は原則としては EU の目的を達成するために必要なものだけが制定されているとことである。例えば、モノの移動の自由を達成するためには、加盟国間でモノに関する異なる規制があるとその実現が阻害されるために、このような規制は EU レベルで法律が制定され、加盟国に直接的（規則）または間接的（指令）に適用される。また、人の移動の自由に関しては、雇用に関する法律が大きく異なると移動の自由が制限されるために、特定の分野に関しては EU の法律が設けられているが、「指令」とすることで、最終的な法律は各加盟国の裁量をできる限り認めることが一般的である。また、EU に授与されていない権限は加盟国にとどまるため、各加盟国が自由に法律を制定できる。例えば、ビジネスに関係する法律では、一般的な契約、不動産の売買、国内の訴訟の手続きなどに関しては各加盟国の法律だけが直接的に企業に適用される。

（2）英国における EU 法の影響

英国は法制度上、EU の法律を国内法に受け入れるにあたっては、その旨を記載した法律を制定することが必要であった。そのため、英国議会は EU 加盟の際に 1972 年欧州共同体法（European Communities Act 1972、以下、ECA1972）を制定している。ECA1972 の下では、EU（当時は欧州共同体：EC）の規則が英国内で直接効果を持つこと、EU の指令が国内で効力を持つために必要となる法律を制定すること、および EU の裁判所などの決定を尊重しなければならないことが記載されており、法制度的には ECA1972 が存在することで初めて英国において EU の様々な法律の効力が生じることになる。

英国の法律も制定法と判例法から構成されているが、0 でも述べた通り、英国の法律も制定法と判例法から構成されているが、英国の法律において EU の法律の影響を直接受けている分野は、EU の仕組みに関わる分野（例えば、人、モノ、資本、サービスの 4 つの自由に影響を与える規制や通商政策に関わるものなど）に限定されている。そのため、例えば、雇用に関する規則（産休のルール、週当たり労働時間の上限に関するルール、契約社員に関するルールなど）については、EU 加盟国間での法制度が違うことが人の移動の自由を妨げるという考え方から EU の指令が制定され、それに基づき EU 加盟国の国

内法が制定されてきたが、企業が日々締結している取引先との契約（例えば、製品の売買契約やサービスの提供に関する契約）の条文の解釈などについては EU 法の影響はほとんどない。判例法を日々作り出している裁判に関しても、前述の通り EU 法の問題が発生した場合には CJEU にその判断を付託することになるが、それ以外の国内法の問題については英国の裁判所により判断がなされ、英国の最高裁判所（Supreme Court）による判断が最終のものとなる。

3. ブレグジットによる影響

(1) ブレグジットの英国法に対するインパクトと 2018 年 EU 離脱法

英国が EU を離脱すると、具体的には以下の 2 つの事象が起こることによって、EU の法律が英国では適用されなくなる。1 つ目は、英国が EU 条約と EU 運営条約から脱退することである。これにより英国は EU レベルで制定される法律などのルールに従うことが求められなくなる。2 つ目が、ECA1972 の廃止である。EU 法の下で求められる様々な義務が直接英国で効力が発揮されることを認め、国内法にするための手続きを行うことを政府に求めていた法律である ECA1972 が廃止されることにより、EU 法の効力が英国内では失われることとなる。加えて EU 法に関する問題が英国の裁判所から CJEU へと付託されることもなくなる。

EU が設立されてから数十年が経ち、英国では、広範囲にわたる様々な法律に EU 法が影響を与えている。そのため、ECA1972 の撤廃を通じて EU 法が 2019 年 3 月 29 日の離脱のタイミングで効力がなくなることによるインパクトを最小限に抑えるために、現在 2 つの施策が EU と英国の間で模索されている。

1 つ目は、英国の EU 離脱後も、EU 加盟時と同様の状態が保たれる移行期間を当面の間は設けることである。これについては現在行われている離脱交渉の中で最終合意がなされるが、現時点では 2020 年 12 月 31 日までは移行期間を設置することが想定されている。EU・英国間で、移行期間を含む離脱協定が締結されれば、EU 法の効力が 2020 年 12 月 31 日までは継続して残るために、その期間内は英国があたかもそのまま EU に残っているかのように、英国・EU どちらにおいてもブレグジットの影響は基本的には起こらない。

2 つ目の施策は、英国がブレグジットのタイミングで、英国で有効な全ての EU の規則、指令、判例などを英国国内法としてそのまま適用する、効果が継続すると規定した英国国内法の 2018 年 EU 離脱法（European Union (Withdrawal) Act 2018）である。2018

年 EU 離脱法ではさらに、EU 条約により個人に与えられた一部の権利の保護、英国裁判所がブレグジットまでに出した EU 法に関する判決がブレグジット後も有効であること、CJEU がブレグジットまでに出した判決は英国最高裁判所の判決と同様の位置づけとなること（すなわち相反する判決は英国最高裁判所のみが出せることとなる）、などが記載されている。また、ブレグジット以降に制定された法律には EU 法優先の原則が適用されないこと、英国裁判所はブレグジット以降に出された CJEU の判決に従う必要がないこと（考慮することは許される）と EU 法の問題を付託する必要がないことなども述べられている。

少なくとも離脱の直後のタイミングにおいては、EU 法の適用が英国で突然なくなっただとしても、2018 年 EU 離脱法の下で、これまでのやり方を急に変えなければならなくなるようなことを避けることができる。しかしながら、法律の解釈は随時変化するものである上に、EU 法が英国内法に転換することにより矛盾が生じることは避けられないと考えられるため、今後英国においては EU 法から転換された英国法に基づいた国内法の修正が頻繁に行われることが想定される。加えて英国の裁判所はブレグジット以降に出される CJEU の判決には従う必要はない為に、英国法が EU 法から乖離して行くことも避けられない。そのため企業は今後の法改定には注意を払うことが求められる。

ちなみに ECA1972 は 2018 年 EU 離脱法の下では、離脱のタイミング、すなわち英国時間の 2019 年 3 月 29 日 23 時に廃止されると規定されている。ただし、離脱協定が締結されると、2020 年 12 月 31 日までの移行期間が設けられることになり、2018 年 EU 離脱法の効力が発生するのは移行期間終了後になる。

（2）離脱協定の承認プロセス（EU・英国）と合意なき離脱（ノー・ディール）

英国の EU に対する 2017 年 3 月の離脱通知以降、英国政府と EU の交渉担当者間で、継続して協議が行われている。この協議の内容は、英国が EU 離脱をする際の取り決めと EU と英国の間の将来関係に関する事前協議が主なものであるが、この結果は離脱協定に取りまとめられ、将来の関係に関する枠組は政治宣言として、離脱協定に添付されることとなる。交渉担当者間での協議の終了後は、英国議会および欧州議会・EU 理事会において、離脱協定に関する批准手続きが必要となる。EU 基本条約では、離脱通知から 2 年後に EU から離脱する（欧州理事会での全会一致で期間延長を認めた場合は除く）こと規定されており、交渉の期間延長がされない場合には 2019 年 3 月 29 日を最後に、英国は自動的に EU を離脱する。そのため、それまでに離脱協定を EU 理事会で承認し、双方の議会で批准されることがノー・ディールを避けるためには不可欠である。

EU における離脱協定の承認手続きは EU 条約に記載されているが、EU 側では、基本的には欧州議会の同意（過半数以上の議決）を得た後に、EU 理事会で特定多数決（加盟国の 72%以上の同意、EU 総人口の 65%以上が含まれること）により離脱協定が承認される。

英国における承認の手続きは 2018 年 EU 離脱法で規定されている。通常の法案と同様に、担当大臣（2018 年 EU 離脱法は EU 離脱相が提出）が両院に対して離脱協定と将来の関係に関する枠組みに関する政治宣言を提出する。その後、両院での審議を経て、下院での同意決議（過半数以上の議決）を得ると、EU 離脱協定案が成立する（その後、女王の承認を経て法律（Act）化）。EU 側も承認が完了すると、英国・EU 双方で離脱協定が正式承認されたこととなり、離脱協定の内容が 2019 年 3 月 29 日 23 時から英国内で効力を持つことになる。2018 年 EU 離脱法の下では、2019 年 1 月 21 日までに EU との合意がなされていない、または合意がなされる可能性が低い場合には、担当大臣はその先どのように進めるべきか提案することが求められている。

これらの承認の手続きには英国・EU のいずれにおいても相当の時間がかかることが予想されるため、EU 側は実質的な交渉期限は 2018 年 10 月であると繰り返し述べている。ただ、現状では同月までに必要な交渉が終了しない可能性も高いとされ、前述の 2018 年 EU 離脱法の下での期限と考えられている 2019 年 1 月まで交渉が続く可能性も否定できない。

日系企業においては万が一に備えた最低限の準備をしておくことは必要であろう。

4. 推奨されるアクション

(1) ノー・ディールに備えたアクション

一般的な対応としては、英国に設立した会社で英国以外の EU 加盟国でも事業をしている会社、または英国以外の EU 加盟国で設立され、英国でも事業をしている会社で、その事業を行うために許認可を得ている場合は、EU 離脱後に許認可が無効となる可能性を見越した対応計画をきちんと立てておくことが重要であろう。例えば、金融機関がノー・ディールに備えて、英国で行っている EU 大のオペレーションの一部を大陸側に移して継続的に行えるようにするために、大陸側の EU 加盟国当局と交渉を行い、必要な場所と人材を確保することが一般的なアクションである。

ただし、ノー・ディールでも、英国内だけで完結する事業（例えば、他の EU 加盟国とのモノの輸出入や人の移動がない事業で、英国内のみで個人や法人顧客にサービスを提供している場合）は、前述の通り 2019 年 3 月 29 日以降も、2018 年 EU 離脱法の下では EU の法律がそのまま国内法に転換され、国内法には変化は発生しないために、緊急で対応しなければならない問題はないと思われる。英国以外の EU 加盟国との取引や人の移動を伴う事業においては、EU 法の適用の検討が必要となる。

（2）離脱協定が無事締結された場合、その他にとるべきアクション

離脱協定が無事に締結された場合は、2020 年 12 月 31 日までは現在の EU の仕組みがそのまま英国でも維持されるために、その間に今後の英国と EU との将来関係に関する交渉の進展や国内法の改正状況を見ながら必要な対策を検討、実施すればよいであろう。その際には、自社の事業を見直した上で、どの EU 規則や EU 指令に基づいた英国内法が自社の事業に適用されているかを確認することは、全ての企業にとって必要であろう。

II 英国法準拠・英国裁判所管轄の契約に対する影響

[サマリー]

■ポイント

- 英国が EU を離脱（以下、ブレグジット）しても、契約書で準拠法を英国法にすると合意している場合、その選択に関しては英国・EU の両方の裁判所は、当事者の合意を尊重するために、ブレグジットによりそのような合意が無効とされることはない。
- ただし、準拠法が指定されていない契約問題が英国・EU の裁判所で争われる場合、ブレグジット以降はこれまでと異なる基準で適用される準拠法が決定される可能性がある。
- 英国の契約法（製品の売買やサービスの提供になどの契約に関する法律）は EU 法の影響をほとんど受けていないため、ブレグジットにより直接的に契約の解釈が変わることはない。
- 契約において管轄裁判所を英国裁判所としている場合、英国の裁判所で出された判決を、英国を含まない EU 加盟国で執行する場合は、必要な手続きが増える可能性がある。
- そのようなケースに備えて、契約書の紛争は裁判ではなく仲裁で解決することで、原理的には執行の問題を回避することが可能である。ただし、合意なき離脱（ノー・ディール）以外の場合は、実質的な問題になる可能性は低いために、執行の問題を回避するためだけに仲裁を選ぶ必要性は低く、コストや時間など他の要素も検討の上、それぞれの契約で裁判と仲裁のどちらが適切か選ぶことが必要であろう。

■推奨されるアクション

- 契約書に準拠法が記載されていない場合、当事者間でどこの国の準拠法を適用するか合意すべきである。

- 紛争解決の手段については、様々な要素を勘案して裁判と仲裁のどちらを利用すべきか検討すべきである。

1. はじめに

日系企業が国際的な契約書を締結する際、その準拠法が英国法、あるいは紛争解決の裁判所として英国の裁判所が指定されている場合が多く見受けられる。本稿では、現在の EU における準拠法と管轄に関する枠組みの概要と、ブレグジットがこれらの枠組みに対してどのような影響を与えるかを説明する。

2. EU における準拠法と管轄に関する現在の法制度

(1) 契約の準拠法に関する EU における考え方

EU では、契約にどの国の法律が適用されるべきかに関するルールが単一市場を構成する EU 加盟国間で異なっていることは問題である、との考えにより、「契約債務に適用される法に関する欧州議会および理事会規則」(Rome I Regulation、以下、準拠法規則)により契約の準拠法ルールを統一している。準拠法規則の下では、「契約は当事者により選ばれた法律に準拠する」とされ、その際の準拠法は EU 以外の国の法律でも良いとされている。そのため、例えば当事者の双方が英国企業で、契約書でその準拠法をフランス法とすることに合意している場合、英国の裁判所に訴えが提起された場合、裁判所は準拠法規則により当事者の準拠法の選択を尊重し、フランス法に基づいて契約書の解釈を行う。

ただし、契約に関する特定の事項については、準拠法規則は適用されない。適用除外のうち企業活動に関わる事項として以下が挙げられる：

- 為替手形、小切手、約束手形などの有価証券の下で発生する義務の一部
- 仲裁合意と裁判所の選択に関する合意
- 会社の設立に関する法律の下で発生する問題点
- 第三者に対して、代理人が本人を拘束できるかなどに関する質問
- 信託の組成と、当事者間の関係

- 契約締結前のやり取りから発生した義務
- 特定の保険契約

そのため、裁判所は契約全体の準拠法について当事者間の合意を尊重するが、上記 7 点の事項については各国の国内法に基づいて判断がなされる可能性がある。

また、準拠法が定められていない場合、契約の内容に応じてどの国の法律が適用されるべきか準拠法規則に規定されている。企業活動に関わる主なものとしては、以下がある：

- 製品の販売に関しては、売主の所在地である国の法律。ただし、一般消費者との販売契約は消費者の居住国の法律（売主がその国で販売活動をしている場合のみ）。
- サービスの提供に関しては、サービス提供者の所在地である国の法律
- 不動産契約に関しては、不動産が所在する国の法律
- フランチャイズ契約に関しては、フランチャイズ加盟者の所在地である国の法律
- 販売代理店契約に関しては、代理店の所在地である国の法律
- オークションによる製品の販売契約に関しては、オークションが行われた国の法律

（2）裁判所の管轄に関する EU における考え方

裁判による紛争解決の場合、準拠法に加えて、どこの国の裁判所で裁判が行われるべきかも重要である。そのため、EU 加盟国間でのルールの一掃を図るために、EU 規則がこれまでに複数制定されている。2015 年 1 月 10 日以降に提起された訴訟およびその判決に関しては、国際裁判管轄に関するブリュッセル規則（（EU）1215/2012、以下、管轄規則）が適用されるため、以下の説明は同規則に基づく。

管轄規則のうち、一般の日系企業にとって重要な条文は、①紛争解決の管轄裁判所の決定基準、②EU 加盟各国における判決の承認や執行（または拒否）の方法についての規定である。

①については、裁判所が契約当事者間の合意を尊重する点は、管轄規則においても準拠法規則と同じである。また、管轄規則が適用されない法律問題も規定され、その中で一般企業の活動に関わるものとしては、倒産、清算およびそれらに類似する手続きと仲裁がある。加えて、当事者間の同意がない場合にどの加盟国の法律が適用されるかについては、法律問題の種類毎に詳しく規定されている。基本的には被告の居住国の裁判所が管轄するが、契約の履行義務の場合は製品の届け先やサービスの提供が発生する加盟国、不動産の問題では当該不動産がある加盟国、消費者問題の場合は被告の居住国と共に消費者の居住国の裁判所も管轄を持つ。②については、「EU 加盟国で出された判決は、特別な手続きの必要なく、他の EU 加盟国で承認されなければならない」と規定されている。判決の執行についても同様に、ある EU 加盟国で出された判決を別の EU 加盟国で執行する際には、執行の可否を執行国の裁判所に求める必要はない、とされている。ただし、具体的な執行の手続きは各国の法律に基づいて行われるが、他の EU 加盟国の裁判所で出された判決を執行する際には、自国の裁判所による判決の執行と同様の最低限の手続きで良い。EU 域外の第三国の裁判所による判決の執行に比べると、一般的にその手続きは簡易である。

承認や執行が加盟国の公共政策に大きく反する場合、被告が適切に裁判通知を受け取っていない場合、あるいは同じ当事者間での紛争に関して出された別の判決と整合性が取れない場合などは、裁判所はその認証・執行を拒否することができるとされている。

3. ブレグジットの影響

(1) 準拠法に関する影響

準拠法規則の内容から判断する限り、準拠法に対するブレグジットの影響はほとんどないと考えられる。

例えば、ブレグジット以降に準拠法規則が継続して適用される英国以外の EU 加盟国の裁判所にて、準拠法が英国法である契約書に基づく訴訟が起こった場合、当該裁判所は当事者間の準拠法に関する取り決めを尊重して、契約を英国法に基づいて解釈することになる。

他方、英国の裁判所でこの契約書の解釈が問題となった場合、英国ではブレグジット以降、EU の準拠法規則は適用されなくなるが、2018 年に制定された EU 離脱にあたっての英国内法（以下、2018 年 EU 離脱法）の下で、準拠法規則は国内法としてそのまま効果

が持続するため、英国の裁判所は当面の間は準拠法規則と同じルールに基づき当事者間の合意を尊重して、英国法を準拠法として契約の解釈を行うことが求められる。

準拠法が契約書に記載されていない場合も、ブレグジット以降（移行期間が設定される場合には移行期間終了以降）、英国以外の EU 加盟国の裁判所においては準拠法規則に基づいて準拠法が決定され、英国でも 2018 年 EU 離脱法に基づいて準拠法規則と同じルールで準拠法に関する判断がなされるため、両者間において食い違いが発生することは当面の間ないであろう。ただし、英国法を確実に準拠法として適用させたいのであれば、準拠法規則に頼るのではなく、当事者間でその旨を合意しておくべきである。

（2）管轄に関する影響

紛争解決の管轄裁判所の決定基準については、ブレグジット以降（移行期間が設定される場合には移行期間終了以降）も、英国以外の EU 加盟国においては管轄規則に従って判断を下し、英国でも 2018 年 EU 離脱法の下で管轄規則に記載されているルールをそのまま国内で適用する。そのため、今後も英国および英国以外の EU 加盟国の両方において、当事者間が管轄について契約書で合意をしている場合はその合意が尊重され、合意がない場合には管轄規則に基づいて管轄を持つ裁判所が決定される。

ただし、判決の承認や執行については問題が発生する可能性がある。現状、前述の通り、他の EU 加盟国で出された判決を速やかに追加の手続きの必要なく承認・執行することが EU 加盟国の裁判所に求められている。しかし、ブレグジット後（移行期間が設定される場合には移行期間終了以降）に英国は EU 加盟国ではなくなるため、英国以外の EU 加盟国は英国の裁判所による判決の管轄規則に基づく処理は求められなくなる。そのため、ノー・ディールの場合や移行期間内に何らかの手当てがなされない場合、英国の裁判所で出された判決の承認・執行を英国以外の EU 加盟国で求めるには、EU 域外の第三国に求められる手続きと同じ手続きを行う必要がでてくる。他方、英国以外の EU 加盟国の裁判所で得られた判決を英国で承認・執行する際には、英国では 2018 年 EU 離脱法の下で、管轄規則が国内法としてそのまま適用される。このため、ブレグジット以降（移行期間が設定される場合には移行期間終了以降）に英国法の改正がない限り、英国の裁判所は特別な手続きなく判決の承認・執行を行うことになる。

4. 推奨されるアクション

(1) ノー・ディールに備えたアクション

ノー・ディールに際しての想定される準拠法・管轄に関する最大の問題点は、上述の通り、英国の裁判所で出された判決を、英国以外の EU 加盟国で執行するために追加の手続きが必要になる可能性である。これについては、既に裁判が開始されている契約については、これから契約書の内容を変更する意味はないため、英国以外の EU 加盟国の裁判所に求められる手続きを取るしかない。

まだ裁判に至っていない契約書については、管轄に関して仲裁条項を入れて、英国で紛争解決を行うにしても裁判ではなく仲裁で解決することが考えられる。これは、仲裁に関する国際条約であるニューヨーク条約 (New York Convention¹) の下では、批准国は、別の批准国で出された仲裁の判断の承認・執行に際して当該国にて必要とされる手続きと異なる手続きを設けてはならないとされているため、仲裁判断の執行の方が裁判判決の執行よりも手続きが簡便であると認識されている。英国は、EU とは別にニューヨーク条約を批准している。

(2) 離脱協定が無事締結された場合、その他にとるべきアクション

上述の通り、準拠法に関しては特に影響はないために、特別なアクションを取る必要はないと考えられる。

執行については、離脱協定 (案) の中でブレグジット前に開始されたた裁判の判決に対しては管轄規則が適用される旨記載されているために、これまで通り英国を含む全ての EU 加盟国において管轄規則に基づいた形で簡素化した手続きによる執行を求めることができると思われる。

ブレグジット以降に開始された裁判に関しては、管轄規則以外にも管轄・執行の簡素化を図るための国際条約 (Hague Convention²) もあるために、移行期間の間に、このような条約の効力が英国とその他批准している EU 加盟国に対して発生することで (英国と他の EU 加盟国は批准済み)、管轄規則ほどではないにしても、かなりの手続きの簡素化が図られると思われる。ニューヨーク条約に基づいて仲裁判断の執行を求めるのに比べて、どちらがより執行の手間を省けるかは、紛争案件の事実関係により異なる上、案件

1 外国仲裁判断の商品及び執行に関する条約 (1959年6月発効。2018年9月現在、世界159カ国が批准済)

2 批准国での判決の強制執行を認める国際的な枠組みで2015年10月発効。2018年9月現在、日本未批准

によっては仲裁の方が裁判よりも判断に至るまでのコスト・時間が大きくなることも多いため、紛争解決の手段を裁判とするか仲裁とするかは他の要素も勘案しながら検討することが必要となる。

中長期的な不確定要素を防ぐためにも、準拠法と管轄に関しては、全ての契約書に必ず必要となる条文を含めておくべきである。そのため、日系企業は他の EU 加盟国が関わる重要な契約において準拠法と紛争解決手段の取り決め内容を予め確認し、不備がある場合には修正するとともに、今後の契約書においてもノー・ディールの可能性を踏まえて適切な条文を含めることが推奨される。

III 従業員の雇用に対する影響

[サマリー]

■ポイント

- 英国の EU 離脱（以下、ブレグジット）により、EU の基本政策の 1 つである人の移動の自由が英国と EU27 カ国の間で失われる可能性が高い。
- これにより、英国以外の EU 加盟国の国民が英国へ、または英国国民が英国以外の EU 加盟国へと自由に移動することができなくなる。
- 移動に当たっては、何らかのビザが必要になると思われるが、詳細は現時点では決まっていない。
- 既に英国に 5 年以上居住している英国以外の EU 加盟国の国民、英国以外の EU 加盟国に居住している英国国民は、そのまま居住し続ける権利を有すると考えられる。
- 居住期間が 5 年に満たない国民が継続して居住するためには申請が必要となり、そのためのコストが発生する可能性がある。
- 英国政府は、滞在許可以外に EU 加盟国出身の従業員が持つ権利にブレグジットが与える短期的な影響はない、と繰り返し説明している。

■推奨されるアクション

- EU 域内の子会社・支店などに勤める従業員の国籍と当該加盟国における居住期間を確認する。
- 合意なき離脱（ノー・ディール）の場合でも、従業員が国外追放などの処分を受ける可能性はないと考えられるが、ビジネス上で必要な業務が EU 加盟国間の自由な移動を前提にしている場合には、自由移動が制限された際に対応を検討すべきである。
- 英国から英国以外の EU 加盟国にビジネスを移転する検討を行う際には、短期的なコストと中長期的なコストの両方を勘案すべきである。
- 英国における従業員の権利に関する法律に大きな変化が起こる可能性は短期的には低いために、雇用主としては、直ちに従業員ハンドブックにおける従業員の権利に関する条文を変更するなどのアクションを取る必要はない。

1. はじめに

EU加盟国間における人の移動の自由は、EUの単一市場を構成する原則の中でも最も重要なものの一つである。この原則に基づいて、2017年1月時点で約350万人のEU加盟国の国民が英国に居住し、約80万人の英国国民が他のEU加盟国に居住している（英国統計局）³。本稿では、人の移動の自由の原則が英国の法制度に与えている影響と、英国における移民の雇用や従業員の権利に対してブレグジットが与える影響かを説明する。

2. 人の移動の自由の原則が英国法制度に与えている影響

(1) 単一市場と人の移動の自由

EUでは、EU運営条約に基づき、EU加盟国に様々な義務を課している。その中でも、①雇用、報酬またはその他の労働条件に関する国籍を理由とした差別の禁止、②あるEU加盟国で雇用された場合、その国に居住する権利を与えること、③他のEU加盟国からの移住者に対して自国民と同程度の（社会保障制度などの）給付を原則的に認めることなどの規定は、EU加盟国間において労働者の流動性を高めることに繋がっている。

これらの条文に基づいて制定された、EU市民およびその家族のEU域内を自由に移動し居住する権利に関する指令（2004/38/EC、以下、EU移動権指令）には、より具体的かつ詳細にEU国民が有する権利や各EU加盟国が負う義務を規定している。例えば、

- 適切な身分証明書やパスポートを所有しているEU国民は、他の加盟国に自由に移動する権利を有し、ビザなどは必要ない。
- EU国民は他の加盟国に無条件で3カ月まで居住する権利を有する。
- EU国民で労働者、自営業者で十分な資産を有し当該国の社会保障に頼る必要がない者、学業を主に目的として認められた教育機関に登録している者などは、他の加盟国に3カ月以上居住する権利を有する。

EU移動権指令に基づいて各EU加盟国で国内法が制定されることで、EU国民は各EU加盟国での人の移動の自由に関わる権利・義務を有することとなる。その結果、英国国民がフランスに居住したり、ポーランド国民が英国で職に就くことが可能となっている。

³ Living abroad: British residents living in the EU: April 2018', ONS, April 2018

(2) 英国における従業員の権利

EU 運営条約にある通り、EU 加盟国内での人の移動の自由を可能とするための雇用条件の標準化を目的とした様々な法律が、EU レベルで制定されてきた。ただし、雇用問題は各国の労働環境や企業からの意見などの個別事情も勘案することが重要であるため、関連法の多くが「指令」で制定されている。代表的な EU 指令としては以下がある：

- 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する指令 (OSH Framework Directive (89/391/EEC) : 従業員の健康と安全の管理に関わる大きな枠組みを記載 (危険物の取り扱いなどに関する詳細を記載した指令は別途存在する)
- 妊娠中の労働者に関する指令 (Pregnant Workers Directive (92/85/EEC) : 妊婦の権利や雇用主の義務などが記載した法律
- 事業譲渡に関する指令 (Acquired Rights Directive (2001/23/EC)) : 事業譲渡などの際に従業員の権利を守るための法律
- 労働時間に関する指令 (Working Time Directive (2003/88/EC)) : 労働者の就業時間や年次休暇に関する法律
- 雇用・職業における男女機会均等・均等待遇原則に関する指令 (Equal Treatment Directive (Recast) (2006/54/EC) など : 雇用における差別を禁止する法律
- 派遣労働に関する指令 (Temporary Agency Work Directive (2008/104/EC)) : 人材派遣などを通して雇われている労働者が同じ業務をしている正規雇用者と同じ権利を保障される法律

上記以外にも雇用に関する EU の指令は複数あるが、英国ではこれらの指令に基づいて国内法を制定している。

3. ブレグジットによる影響

ブレグジット後に英国には人の移動の自由の原則が適用されなくなると、①英国以外の EU 国民が英国へと自由に移動することができなくなる、②英国国民が英国以外の EU 加盟国へと自由に移動することができなくなる、の 2 点が起こる。これらはさらに、現在既に移動している人、今後移動する人、の 2 つの軸で考える必要がある。

(1) 英国以外の EU 国民で既に英国に移住している人、および英国国民で既に英国以外の EU 加盟国へ移住している人の処遇

英国以外の EU 加盟国から英国へと移住している人々、および英国から英国以外の EU 加盟国へと移住している人々の処遇については、ブレグジットから生じる問題の中でも最も重要なものの 1 つで、英国と EU との間では初期の段階から交渉が行われてきた。2017 年 12 月に EU 離脱交渉の第 1 段階で一定の進展があったことが認められたが、第 1 段階で合意に至った 3 点のうちまず市民の権利に関するお互いの合意が得られたことが挙げられ、その後発表された離脱協定（案）の中に関連規定が盛り込まれている。具体的には重要な項目は以下の通りである：

- 移行期間の終了前に英国への移住を完了している EU 国民、もしくは英国以外の EU 加盟国への移住を完了している英国国民は、追加の制限や条件を課せられることなく、英国、もしくは英国以外の EU 加盟国に継続して居住することができる。
- 英国に居住し続けている EU 国民に対して、もしくは英国以外の EU 加盟国に 5 年以上継続して居住し続けている英国国民に対して、国籍を理由とした差別をしてはならない。
- 英国に 5 年以上継続して居住している EU 国民、もしくは英国以外の EU 加盟国に居住している英国国民は当該国での永住権を取得することができる。
- 英国、もしくは英国以外の EU 加盟国で得られた永住権は、5 年以上継続して国を離れる、あるいは特定の犯罪行為をした場合は失われる。
- 移行期間が終了した時点で英国居住期間が 5 年未満の EU 国民、もしくは英国以外の EU 加盟国居住期間が 5 年未満の英国国民も、その後 5 年間継続して居住を終えたタイミングで、永住権を取得することができる。
- 英国は英国以外の EU 加盟国から来ている国民に対して、もしくは英国以外の EU 加盟国は英国から来ている国民に対して、継続して居住する権利を有するかどうかを確認するために、新たな在留資格を居住国当局に申請するよう求めることができる。
- 当局への申請は簡素なものでなければならず、その費用は無料、または自国民が類似の書類の発行のため支払う費用を越えるものであってはならない。また、既

に永住権を持っている場合は、申請後に無料で新しい書類が交付されなければならない。

- 国籍を理由に雇用において報酬やその他の条件に関して差別をしてはならない。
- これらの権利に関する英国での裁判において EU 法に関する問題があった場合で、英国の裁判所が判決を下すために必要な場合は、離脱から 8 年間は CJEU に問題を付託することができる。

これらの項目が最終的に合意されることになれば、現在、永住権を持ち英国に居住している英国以外の EU 国民、および英国以外の EU 加盟国に居住している英国国民は、コストが生じることなく、継続して居住し続けることができる。そのため、これらの国民を従業員として雇用している企業にとって、原則として、継続居住の申請のため経費負担が発生することはない。ただし、居住期間が 5 年未満の国民に関しては、継続して居住するためには申請が必要で、国によっては手数料が発生する可能性がある。英国では、申請料が 16 歳以上は 65 ポンド、16 歳未満は 32.50 ポンドと発表されている。また、離脱協定（案）では申請手続きは簡単なものとするとしているが、詳細は各 EU 加盟国の裁量に任されているため、申請手続きが複雑な場合は専門家の力が必要になる可能性もある。なお、英国では 2019 年 3 月から申請が可能とされている。

（2）ブレグジット後、他の EU 加盟国から英国へと移動してくる国民（および英国から英国以外の EU 加盟国に移動する国民）の処遇

ブレグジット後、英国以外の EU 加盟国の国民が就労目的のために短期または長期的に英国に移動する場合（および英国から英国以外の EU 加盟国へと移動したい場合）、必要となる手続きは現時点では離脱協定（案）に記載はされていない。そのため、今後の英国と英国以外の EU27 ヶ国間の移動に関しては、英国および英国以外の EU 加盟国が独自のルールを設定することが予想される。

EU 加盟国における EU 域外の第三国からの入国に関する方針は、EU 全体である程度の共通のルールが設けられているが、各国が追加の要件を設定することが認められ、就労ビザの申請などは各国で行われる。そのため、今後、例えば企業が英国国民をフランスに異動させる場合、具体的に必要となる手続きが必要となるかは EU 全体のポリシーにおいて英国国民に特別なルールが設けられるかを確認すると共に、フランス政府がどのような政策を設けるかも確認することが必要となる。これらについても、各国政府が英国国民に

対して特別なルールを設けるのか、それとも EU 加盟国以外の第三国からの移民と同様の取り扱いをするのかは現時点では不明である。

(3) 英国における従業員の権利

EU 指令を通じて英国内で従業員に対して付与されている様々な権利については、2018 年 EU 離脱法の下で国内法となり効果が持続するため、ブレグジット後も英国内における雇用法が短期的に変化する可能性は低いと思われる。

ただし、EU 指令に基づいて制定された国内法の中には、従業員の権利が守られすぎているとして、英国企業などから批判されている法律も存在する（例えば派遣労働者指令に基づいて制定された一連の派遣労働者規則など）。英国政府は、繰り返しブレグジットにより従業員の権利が損なわれることはないと言っているが、企業からのロビーイングの圧力によりこれらの法律が廃止される可能性は十分あると思われるために、中長期的には英国の雇用に関する法律が EU の法律とは別の発展をたどることで、企業にとって有利で従業員にとっては不利な方向になっていく可能性もある。

4. 推奨されるアクション

(1) ノー・ディールに備えて取るべきアクション

ノー・ディールで英国が EU を離脱した場合、理論的には英国に居住する英国以外の EU 国民および英国以外の EU 加盟国に居住する英国国民は違法に滞在していることになる。しかし、現実的には離脱協定が合意に達しない場合でも、既に英国と EU の間ではお互いの国民の権利を守ることに大枠で合意しているため、これらの国民に対して強制退去などの手続きが取られる可能性はほぼないとみられる。加えて、英国政府はノー・ディールの際に、英国に居住する英国以外の EU 加盟国からの国民が継続して居住できるようにすると述べており、英国内においてノー・ディールに備えて移民法の観点からは特別のアクションを取る必要性は低いと考えられる。ただし、強制退去などの可能性から発生するリスクをゼロにしたい場合、EU 加盟国から来ている従業員の現在のステータスを勘案した上で、英国の移民局との相談を行うことも検討すべきであろう。

従業員の権利に関しても、上述の通り EU 規則で企業活動に直接的に影響を与えている法律はない上に、現在想定されていない間接的な影響が及ぼされるような EU の法律が万が一あったとしても 2018 年 EU 離脱法の下で、英国の国内法として適用されるため、ノー・ディールのシナリオに備えて特別なアクションを取る必要性は低いと考えられる。

(2) 離脱協定が無事締結された場合にその他一般的にとるべきアクション

ブレグジットにより、英国以外の EU 加盟国から英国への人の移動の自由がなくなる、または制限が課せられること（およびその逆）は避けられないために、英国（と英国以外の EU27 カ国）において、EU の人の移動自由の原則を利用している従業員のステータスを保つための手続きが必要となる可能性がある。そのため、現時点から対象となる従業員とそのステータス（出身 EU 加盟国、居住年数、家族の有無）の確認を行い、ブレグジットのインパクトとそれが会社に与える影響について分析を行うべきである。

その結果、英国での従業員の確保に問題が生じる場合には、英国以外の EU 加盟国への事業の移転などを検討する企業も出てくると思われる。その際、英国からの事業の撤退にかかるコストと、移転先の EU 加盟国における事業立ち上げにかかるコストの合計が、英国に留まることで発生するコストよりも必ず低くなることを詳細に検証することが重要である。特に、英国以外の EU 加盟国では、英国以上に従業員の権利が守られていることが多く、また英語を話すことができる人材を確保するコストも当然英国よりも高いために、事業のランニングコストも増大する可能性が高い。そのため、ライセンスやパスポートなどの理由で事業が停止する可能性がある企業や、関税や通関手続きが発生する可能性が自社サプライチェーンに重大な影響を与える可能性がある企業以外は、拙速に移転を行うことは控え、ブレグジット後の英国・EU 間での交渉の推移も踏まえつつ、対策を検討すべきである。

●移転をするシナリオ（コスト面から評価）

$$\begin{aligned} & \text{(英国での事業を閉鎖するコスト)} + \text{(EU 加盟国での事業を立ち上げるコスト)} \\ & + \text{(EU 加盟国で事業を行うためにかかるコスト)} \\ & < \\ & \text{(英国でブレグジットにより必要となる追加コスト)} \\ & + \text{英国で事業を行うためにかかるコスト} \end{aligned}$$

また、英国の従業員の個別の権利に関して、企業側で取るべき対策は短期的にはないと考えられるが、企業によっては欧州全体の従業員組合（European Works Council）が

結成されていることもあるため、従業員組合の合意文書がブレグジットによって影響を受けないか労働組合と共に分析することは必要である。

IV GDPR のコンプライアンス対策に対する影響

[サマリー]

■ポイント

- 英国が EU を離脱（以下、ブレグジット）することにより、英国は EU 規則である EU 一般データ保護規則（GDPR）のもとで、EU 域外の第三国とみなされ、英国に設立された企業・個人もその前提で GDPR を検討することが求められる。
- 特に、他の EU 加盟国から英国への個人情報の移転は第三国への個人データの移転とみなされ、原則禁止となるために、移転するには適法となるための対応が必要となる。
- ただし、英国は欧州委員会から充分性認定を受ける可能性が高いため、最終的には英国への個人データの移転は許されることになると考えられる。
- 欧州の中心拠点として英国にてコンプライアンス対応を検討していた企業（例：欧州地域統括拠点を英国に設置、規制当局を英国個人情報委員会 ICO と想定）は、ブレグジット後には他の EU 加盟国にこれらの機能を移すことが求められる。
- 英国内における個人データ保護法については、政府は繰り返し法律を改定する意図はないことを示唆しているため、コンプライアンスの仕組みなどを検討する際には他の EU 加盟国と同様に GDPR に基づいて検討すれば良い。

推奨されるアクション

- 合意なき離脱（ノーディール）になった場合は、英国から EU 加盟国および EU 加盟国から英国への個人データの移転を可能とするための標準的契約条項（SCC）の締結を即座に行う。
- 現在英国に設置している GDPR のコンプライアンスに必要な機能を他の EU 加盟国に移すことを検討する。

1. はじめに

2018年5月に適用が開始されたEUの個人情報保護法である、一般データ保護規則（GDPR）はEU域内にある企業・個人による個人データの処理に対しては通常適用されるが、その広範な域外適用の条文から、特定の条件下では、EUに居住する個人の個人データを日本で設立されている企業が処理した際にも適用される。

本報告書では、GDPRの概要と現状を説明した後に、ブレグジットが英国の個人データ保護の法制度に与える影響と、それにより日系企業のGDPRのコンプライアンス体制に変更が必要となるかを分析する。

2. GDPRの概要

GDPRはEU運営条約の下でEU国民に対して保証されている「個人が自身に関わる個人データを保護する権利」を具体化するために制定された法律の一つである。GDPRの下では、個人データの処理を行う人（データ管理者またはデータ処理者）はGDPRに記載された義務に基づいて個人データを処理すると共に、処理を適切に行うために必要となる様々な義務を果たすことが求められている。ただし、GDPRは世界中の全ての企業に適用されるわけではなく、基本的には、（1）EU域内に設立されている企業による個人データ処理、（2）EU域外に設立されている企業がEU域内居住者に対してサービスや製品を提供する際に発生する個人データ処理に直接適用されることがほとんどである。

GDPRの直接適用が発生した場合に企業に課せられる義務は、大きく分けて、①内部の体制構築に関するもの、②外部との関係において求められるもの、の二つに分けられる。

①に含まれる行為としては以下のようなものが挙げられる：

- 社内での情報処理に関するルールの策定（社内情報保護方針）
- 情報漏洩の際の当局への通知の仕組みの構築
- 社内での責任者の任命（情報保護担当者、data protection officer、以下、DPO）
 - （EU域外の企業の場合は、EU域内の代理人（representative）の任命）
- 情報処理の記録の保持（条件が当てはまる企業のみ）

- 域外移転の仕組みの構築（SCC、BCR 等）
- データ保護影響評価（DPIA）の実施

②に含まれる行為としては以下のようなものが挙げられる：

- データ主体への権利などの通知
- （必要な場合は）データ主体からの同意の取得
- GDPR で求められている条文を含んだ情報処理者との契約の締結
- （必要な場合は当局への登録）

GDPR の直接適用がある企業においては、これらの施策をどのように展開していくかが法律の遵守に当たり非常に重要なポイントとなる。

3. ブレグジットによる影響

ブレグジット後も、英国政府は GDPR をそのまま国内法として適用していくと述べているものの（以下、英国版 GDPR）、英国にある子会社による個人データの処理、および日本に設立されている企業による英国に居住する個人の個人データの処理に関しては英国版 GDPR が、英国以外の EU 加盟国に設立されている子会社による個人データの処理、および日本に設立されている企業による英国以外の EU 加盟国に居住する個人のデータ処理に関しては GDPR が理論上は適用されることに注意が必要である。また、英国に設立されている子会社が他の EU 加盟国に居住している個人の個人データを処理する場合も GDPR が適用される。加えて、ブレグジット後に中長期的にはこれらの法律の間で差異が出てくる可能性は否定できない。

	英国居住者に関する 個人データ処理	英国以外の EU 加盟国居住者に関する個人データ処理
英国に所在する会社による情報処理	英国版 GDPR	GDPR（域外適用）
英国以外の EU 加盟国に所在する会社による情報処理	英国版 GDPR（域外適用）	GDPR
日本に設立された会社による情報処理	英国版 GDPR（域外適用）	GDPR（域外適用）

このような状況において、現時点でブレグジットの影響を受ける可能性がある項目は以下の通り：

- (1) 複数の EU 加盟国で活動をしている企業は、基本的にその主たる拠点（欧州本社など）がある EU 加盟国に設立された独立した公的監督機関（supervisory authority）のみとやり取りをすれば良いこととなっている（例えば、複数の EU 加盟国の国民の個人データの漏洩などの事故があった際など）。しかし、ブレグジット後は、英国の情報保護当局 ICO（Information Commissioner's Office）は GDPR の下での監督機関とはみなされないことから、英国に欧州本社を持つ企業が ICO だけに連絡をするだけでは不十分となるために、英国以外の EU 加盟国において求められる対応を検討することが必要となる。
- (2) 代理人の任命：EU 域外で設立されている企業に GDPR の直接適用がある場合には、当該企業は EU 域内に代理人を任命することが求められる。このような代理人を英国で任命している場合には、ブレグジット後は英国以外の EU 加盟国で任命することが求められる。逆に、英国以外の EU 加盟国に代理人をおいている場合は、英国版 GDPR の下では代理人を英国にも置く必要が生じる可能性がある。
- (3) 英国を EU 域外の第三国とみなした個人データの移転の仕組みの確立：ブレグジット後は、英国は GDPR の下で欧州経済領域（EEA）域外の第三国とみなされるため、その際には英国以外の EU 加盟国から英国への個人データの移転に関しては、特定の施策を設けることが求められる。英国版 GDPR でも同様の義務が発生する可能性があるために、英国以外の EU 加盟国から英国へ個人データを移転する際に、SCC や BCR などの個人データの EEA 域外の第三国への移転を可能とするための特定の施策を設けることが必要となる。
- (4) BCR の不確実性：個人情報の EU 加盟国から第三国への域外移転を可能とする施策の一つである拘束的社内規則（Binding Corporate Rules, 以下、BCR）を使用するにあたっては、EU 加盟国の情報保護当局の承認が必要。ブレグジット後、英国 ICO は加盟国の情報保護当局ではなくなるため、ICO による承認は EU 加盟国では認められない。同様に、英国以外の EU 加盟国で承認された BCR も、英国では無効となるため、EU 加盟国の情報保護当局による承認と ICO による承認の両方を得る必要が生じる。ただし、ブレグジット後に英国と EU の将来関係に関する協定、あるいは個別の規定が結ばれ、双方の登録が対する双方において有効とされる可能性もある。

4. 推奨されるアクション

(1) ノー・ディールに備えて取るべきアクション

ノー・ディールに備えて、上記の(1)～(3)にある三つの事象が2019年3月29日23時に起きることが想定される。準備作業としては、(1)に関しては問題が起きた際に、英国以外で、どのEU加盟国の当局に連絡をするべきかを検討し、体制を整えておく、(2)に関しては、英国に代理人を置いている場合には、英国以外のEU加盟国において、英国以外のEU加盟国に代理人を置いている場合には、英国において代理人となりうる人に目星をつけておく、(3)に関しては、適切な施策を検討するにあたってはどのような個人データの流れが、英国と他のEU加盟国の間にあるかを認識することが必要となるために、事前にその流れを洗い出しておく、などの作業を行っておくことが推奨される。

(2) 離脱協定が無事締結された場合にその他一般的にとるべきアクション

前述の通り、英国政府はこれまでに何度もブレグジット後も、GDPRに基づいた国内法に則って、個人データ保護の仕組みを運用していくと述べている。そのため、英国版GDPRの内容がGDPRから乖離する可能性は短期的には非常に低いと考えられる。加えて、当局間でも必要な調整が行われることで、前述0.(1)～(4)は、事前に解消される可能性が非常に高いと考えられる。

特に、個人データの域外移転に関しては、英国と英国以外のEU加盟国の間の個人データの流れは一方方向ではなく、両方向に大量の移転が発生しているため、この流れに対してそれぞれの企業に大きな負担となりうる法的施策を設けるように求める可能性は非常に低いと考えられる。現に離脱協定(案)においては、移行期間後の英国における個人データの処理に関して、GDPRが適用される可能性が交渉中の事項として記載されている。万が一、離脱協定や将来の関係に関する枠組みの中で域外移転の問題が解決されなかったとしても、英国に対して英国以外のEU加盟国からの個人データの移転が自由に行えるようするために、英国は個人データを移転しても問題ない第三国だという認定(十分性認定)を欧州委員会から得られるように働きかけるであろうし、EUの法律を基本的に踏襲している国の多くはこのような十分性認定を与えられているために、GDPRと全く同じ仕組みの国内の個人データ保護を設けている英国に十分性認定が与えられないことは考えにくい。その結果、英国・EU間の個人データの域外移転は、十分性認定により適法となることが予想される。

これらの理由から、離脱協定が無事に締結された場合には、すぐにアクションを取る必要はなく、移行期間中に今後の交渉の進展に応じて、必要なことが明らかになったタイミングで、前述 0 の（１）～（３）にある問題に対する対策を検討すれば良い。

なお、（４）に記載した BCR に関する問題については、BCR の作成とその使用に必要なとなる当局への申請に多額の費用がかかることもあるため、英国で申請された BCR が EU 加盟国で認められるか、またはその逆がどうなるのかという将来像が不明な段階では ICO への申請は控え、ブレグジット後の英国・EU 間での交渉の推移も踏まえつつ、対応を検討すべきである。

V 現地法人・支店に対する影響と留意点

[サマリー]

■ポイント

- 英国で設立されている日本企業の子会社などの法人格が、英国の EU 離脱（以下、ブレグジット）により直接の影響を受けることはない。
- ただし、英国で書面上は設立をしているが、実態は他の EU 加盟国に存在している場合、当該加盟国の法律によっては、英国の会社法ではなく、当該加盟国の会社法が法人に適用され、株主の有限責任などが損なわれる可能性がある。
- 支店の設立に関して、これまでは英国の会社の支店を英国以外の EU 加盟国に設立する際には簡素化した手続きで済んだが、ブレグジット後は第三国の企業の支店として設立することが求められるようになる。

■推奨されるアクション

- 合意なき離脱（ノー・ディール）に際しては、他の EU 加盟国で政府調達契約などの入札を行っている企業は、入札の主体を英国の法人から他の EU 加盟国の法人、または日本の本社へと変更する必要性を検討する。
- 法人登記が英国にも関わらず、オペレーションの実態が他の EU 加盟国にあるような場合、当該加盟国の法律の下でリスクがあるかを分析する。
- 英国と EU の間で現在交渉されている離脱に関する協定（以下、離脱協定）が期限内に結ばれた場合は、EU との間で何らかの新たな取り決めが結ばれ、その中で対処される可能性が高いため、その進捗を見ながら適切なアクションを検討するべきである。

1. はじめに

日系企業の中には英国を含む EU 加盟国に子会社や支店を設立しているところが多くあるが、これらの法人格にも EU の法律が少なからず影響を与えている。本ガイドでは、ブレグジットがこれらの会社形態自身に与える影響や子会社・支店間の資金取引などを与える影響を分析すると共に、それに対する主な対策を紹介する。

2. 会社法に関わる現在の EU 法制度の概要

(1) 会社の法人格と EU 法

他の多くの国と同様に、EU 加盟国に設立された企業には独立した法人格が認められる場合がある。例えば、英国では一般的に株式会社 (a company limited by shares) が企業の設定形態として良く選択されるが、設立された企業はその所有者、すなわち株主とは別の法人格を持つ。そのため、企業という「別人」が行った行為の責任を通常は株主が問われることはないために、株主は有限責任 (limited liability) となることが一般的である。

これとは別に、所有者/本体から独立した法人格が認められない組織の設定形態も存在する。一般的には支店 (Branch) や事業所 (place of business) と呼ばれるものがこれにあたるが、英国ではこれらをまとめて英国事業所 (UK Establishment) という。これらの組織形態は本体から独立した別の法人格がないために、その責任はそのまま本体の責任となる。ただし、独立した法人である子会社に求められるような形式的な手続き (取締役の任命、独自の定款の作成など) が必要ない、事業を閉鎖する際の手続きが簡素化できる、などのメリットもある。

EU では、EU 運営条約第 49 条の下、EU 加盟国の国民が他の EU 加盟国で会社や支店などを設立する際に制限をかけることを禁じている。加えて、同条約第 54 条の下では、EU 加盟国の法律に基づいて設立され、その登録オフィス、主たる業務、ビジネスの場所が EU 域内に存在している企業は、他の EU 加盟国において当該国で設立された企業と同様に取り扱われなければならない、とされている。このように、ある EU 加盟国で設立された企業が他の EU 加盟国でビジネスをする際の差別が禁止されている。そのため、EU 加盟国に設立された企業が支店を別の EU 加盟国で設立した場合には、その手続きは簡素化され、原則として当該国政府はその設立を拒否することはできない。

(2) 会社法に関わる様々な EU 指令

会社法に関しては、様々な指令や規則が EU により制定され、これらの法律を通して、EU 内における会社法のある程度の統一化が図られている。一般的なものとしては以下が挙げられる：

- Company law (codification) Directive (2017/1132)：現在複数の指令によりカバーされている会社法関連の法律（会社分割の仕組み、支店開設の際に必要なとなる情報、国境を越えた合併の仕組み等）を一つにまとめた指令
- Accounting Directive (2013/34/EU)：財務諸表の内容や監査、その開示方法のルールの一貫化を図るための指令
- Information Accounting Standards Regulation (No 1606/2002)：上場企業が連結財務諸表を準備する際に国際財務報告基準（IFRS）を使うことを求めた規則
- Disclosure of non-financial information (2014/95/EU)：大企業に環境保護は CSR などの会計以外の情報を開示することを求めた指令
- Transparency Directive (2004/109/EC)：上場企業に特定の情報を開示することを求めた指令

3. ブレグジットによる影響

(1) 英国で設立された企業に対する異なった扱い

ブレグジット後は、EU 運営条約に含まれる条文が英国には適用されなくなる。その結果、各 EU 加盟国において、英国で設立された企業（外資系を含む。以下同様）を他の EU 加盟国の企業と同様に扱うことを求める第 57 条の適用がなくなる。これにより様々な影響が考えられるが、その中でも注意すべきものとしては、英国で設立された企業が他の EU 加盟国による政府調達案件（水道、エネルギー、鉄道、郵便事業、防衛産業など）への入札などにおいて不利になる可能性である。

これについては前述の通り、第 54 条の適用がなくなったタイミングで英国以外の EU 加盟国は英国で設立された企業を他の EU 加盟国の企業と同等に扱う必要はなくなるために、EU の観点からはこのような区別が生まれる可能性はある。これを防ぐために英国と EU の間で何らかの取り決めがなされると思われるが、このような取り決めがない場合

は、英国以外の EU 加盟国における政府調達案件において英国で設立された企業が不利な状況に立たされる可能性がある。EU 域外の枠組みとしては、WTO のルールにおいて、政府調達に関する合意があり、このルールの下で、批准国は政府調達において第三国の企業に対して必要な情報を提供すると共に差別をしないことが求められている。ただし、この合意の批准は EU レベルで行われているために、英国で設立された企業がこの合意のメリットを享受するためには、英国が今後独自で WTO ルールを批准することが必要となる。

逆のパターンで、英国の調達案件において英国政府が英国以外の EU 加盟国で設立された企業を差別することも可能となるが、これについては 2018 年に制定された EU 離脱にあたっての英国内法（以下、2018 年 EU 離脱法）がこの分野にも適用されるということになれば、英国はこれまで通り英国以外の EU 加盟国で設立された企業を差別できないこととなり、前述の通り EU 加盟国が差別できる可能性がある場合は、不公平な状態が生み出されることとなる。その場合、ノー・ディールの際には、英国において 2018 年 EU 離脱法が政府調達には適用されない、などの法改正がなされるかもしれない。

（2）支店などの取り扱い

EU 運営条約第 49 条が英国に適用されなくなると、英国以外の EU 加盟国に存在する、英国で設立された企業の支店は、日本など第三国で設立された企業の支店と同じ扱いになる。このため、英国以外の EU 加盟国に存在する当該支店に対し、あるいは支店設立にあたって、これまでは求められなかった追加の情報を求められること、場合によっては支店設立の許可を受けられないことも、理論上はありうる。ただし、支店の設立に必要な要件は EU 加盟国ではどこもそれほど高くないために、実務上のインパクトは小さいと考えられる。

問題が起こる可能性があるもう一つのシナリオは、英国で企業が登記されていても、実際のオペレーションや主たるビジネス拠点としての機能が英国以外の EU 加盟国にある場合だ。これまでは EU 運営条約第 54 条および EU 司法裁判所（CJEU）の判例などに基づいて、登記がなされている加盟国の会社法がビジネス拠点に対して適用されるという解釈が一般的であった。しかし、ブレグジット後、EU 加盟各国がそこで行われているビジネスのオペレーションにどの国の会社法を適用するかは、当該 EU 加盟国の国内法に依拠することになる。EU 加盟国によっては、ビジネスが主に行われている国の会社法を適用する原則（"seat theory"）を採択している国（ドイツやベルギーなど）もある。例えば、先の例でビジネスの主たるオペレーションが支店という形でドイツにあった場合、

会社の登記上の住所は英国でもその支店にはドイツの会社法が適用される。そうなる
と、適切な手続きに基づいてドイツで設立された企業ではないと判断されることで、当
該オペレーションはパートナーシップとみなされ、株主の責任が有限とはならない可能
性もあるために注意が必要である。この点について、英国では会社の設立国の法律が適
用される原則（“incorporation theory”）が適用されるために、ドイツで登記されて
いる会社の主たるのオペレーションが支店として英国にあった場合には問題とならず、
ドイツ企業の有限責任はそのまま英国で尊重される。

（3）EU法の英国での適用の終了

英国の会社法に関しては、会社に対する情報開示義務、上場企業の資本維持、国境を
越えた合併など、様々な分野のEU指令が国内法として整備されている。これらの法律は
英国のEU離脱後は適用されなくなるが、既に多くの指令が2006年会社法をはじめとす
る英国の国内法として制定・施行されており、関係する規則に関しても2018年EU離脱
法で国内法となるために、実際のインパクトは小さいと考えられる（国境を越えた合併
に関する影響については「X.企業買収の影響」参照）。

4. 推奨されるアクション

（1）ノー・ディールに備えて取るべきアクション

ノー・ディールの場合に起こりうる、公共調達や政府の手続きにおいての英国で設立
された企業に対する差別の可能性を排除するためには、英国以外のEU加盟国で設立され
た企業が公共調達などに入札することが対策の一つとして考えられる。または、WTOの
政府調達に関する合意に基づいて、日本から公共調達に参加することを検討することも
考えられる。

英国で登記されている企業の主たるオペレーションが英国以外のEU加盟国に所在する
支店で行われている場合に発生する問題については、支店でのオペレーションに関して
当該EU加盟国の手続きに則って有限責任を認められた法人を設立することで、株主が直
接の責任を負うことを免れることが可能となる。ただし、コストがかかるために法人設
立にかかる時間を勘案した上で、ノー・ディールとなることがある程度確実にしたタ
イミングで行うことが推奨される。

(2) 離脱協定が無事締結された場合のその他一般的にとるべきアクション

離脱協定の中では、上述の問題に関する対策は検討されていない。ただし、上述 3. (1) の問題に関して、英国は条約の締結などを通じて問題解決を図ると考えられるために、状況が明らかになるまでは特に何らかのアクションを取る必要はないと考えられる。上述 3. (2) の問題に関して、英国と英国以外の EU 加盟国の間での何らかの取り決めがなされる可能性が高いと思われる。しかし、もし移行期間の終了（2020 年 12 月 31 日）までに何らかの手当てが取られなかった場合には、上述のノー・ディールに備えて取るべきアクションと同様に、英国以外の EU 加盟国の中の「seat theory」採用国に置かれている英国法人の支店などの拠点を当該加盟国の手続きに則って法人化することを検討すべきである。

VI 企業グループ内のファイナンス（資金の移動・調達）における留意点

[サマリー]

■ポイント

- 直接税に関する法律は基本的には EU 加盟各国で制定されており、EU レベルの法律は少ない。
- ただし、関係会社間による配当や利子・ロイヤルティーの支払いに関しての免税は EU 指令で規定されており、英国の EU 離脱（以下、ブレグジット）によりこれらに対して源泉徴収税などが課せられる可能性がある。
- また、EU 加盟国にまたがった合併、分割、資産の譲渡、株式交換などに対する免税も EU 指令で規定されており、ブレグジット以降にこれらの取引を行った場合は課税対象となる可能性もある。

■推奨されるアクション

- 合意なき離脱（ノー・ディール）に備えて、EU におけるグループ会社の関係と関係会社間の配当や利子・ロイヤルティーの支払いについての現状を分析し、必要となる再編を検討・実施する。
- EU 加盟国をまたがった合併、分割、資産の譲渡、株式交換などを検討している場合は、ブレグジット前に完了できるよう検討する。

1. はじめに

現在 EU で事業を行っている日系企業の中には、複数の EU 加盟国で設立されている法人間での配当や貸付金に関する利子の支払いなどが発生している場合があるが、ブレッグジット以降は源泉徴収税が発生する可能性がある（これらの税金は直接税（Direct Tax）と呼ばれる）。本ガイドでは、配当などの支払いに関する現在の EU の仕組み、ブレッグジットによる影響について説明する。

2. 現在の EU の仕組み

通常直接税と呼ばれるもの（corporation tax など）は EU の基本原則に反しない限りは EU 加盟各国の裁量に任せられ、EU による制定法は多くはないが、ブレッグジットの影響を特に受けるものを以下に紹介する。

（1）親子間の配当に関する指令

ある EU 加盟国の法律で子会社から親会社への配当に源泉徴収税が課せられている一方で、他の EU 加盟国にはそのような法律がない場合、EU 運営条約第 49 条で定められている設立の自由や第 63 条の資本の移動の自由を妨げることになり、単一市場の円滑な運用に支障を及ぼすこととなる。加えて、源泉徴収税に関する法律がない EU 加盟国に設立されている企業がそのような法律がある EU 加盟国に設立されている会社よりも有利な立場に立つとなると、企業の設立国を理由とした差別を禁止する EU 運営条約第 54 条にも違反することになる。

そのため、EU では親子間への共通の課税システムに関する指令（Parent Subsidiaries Directive（2011/96/EU）、以下、親子間配当指令）が制定され、この指令の下で EU 加盟各国は国内において相反する税金を貸すことが禁じられている。具体的には親子間配当指令では以下の基本ルールが規定されている：

- 親会社の子会社から受け取った配当に対して、親会社がある EU 加盟国が課税することを禁止。
- 子会社から親会社への配当は源泉徴収税（withholding tax）の適用対象外。

これらの条文が適用されるためには、親会社・子会社が、親子間配当指令の下で規定されている「会社（Company）」の定義に当てはまる必要がある。具体的には、

- 親子間配当指令の Annex I Part A に規定されている形態であること（加盟各国の会社形態が列挙され、英国法による形態も含まれる）。
- 加盟国の税法の下で、当該加盟国の居住者であるとみなされていること。
- 親子間配当指令の Annex I Part B に記載されている税金の対象であること（加盟各国の税金が列挙されて、英国の法人税（corporation tax）も含まれる）。

加えて、親子間配当指令の下での「親会社」とみなされるためには、子会社の資本を10%以上保有していなければならないとされている。

英国では、EU 親子間配当指令が制定された時点で既に国内法により源泉徴収税が配当に対して課されていなかったため、同指令は国内法化されていない。

（2）利子とロイヤルティーに関する指令

親子間配当指令と同様の理由から、関係会社間における利子とロイヤルティーの支払いに関しても、EU では源泉徴収税を課さないための指令が制定されている（利子・ロイヤルティー指令 Interest and Royalty Directive (2003/49/EC)、以下「IR 指令」という）。

IR 指令の下では、「利子とロイヤルティーの支払いは、その受益者が他の EU 加盟国の関係会社の場合には、発生する EU 加盟国において税金が免除される」とされている。ここでいう「利子」と「ロイヤルティー」の定義は非常に広く、利子に関してはどのような形の負債から発生するものも含まれるとされ、ロイヤルティーに関しては特許、著作権などを含む様々な権利を使用するための対価とされている。また、会社（company）の定義は、親子間配当指令と同様である。

また、ある会社（A 社）が別の EU 加盟国にある会社（B 社）の「関係会社」とみなされるためには最低でも以下の要件のいずれかを満たしていることが求められる。

- A 社が B 社の 25%以上の資本を直接保有している
- B 社が A 社の 25%以上の資本を直接保有している
- EU 域内にある別の会社（C 社）が A 社と B 社の両方の資本を 25%以上直接保有している

ただし、関係会社の定義については加盟各国が追加の条件を設けることが許されている（2年以上の継続保有、資本を議決権に置き換える、など）。

IR 指令は、英国では所得税に関する法律（Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005）の下で、国内法として制定されている。

（3）合併に関する指令

EU では、ある加盟国内で合併、分割、部分分割、資産の譲渡、株式の交換などが行われた場合と、これらの行為が複数の加盟国にまたがる場合でルールが違うことで、前述の二指令の問題が発生することを防ぐために、キャピタルゲイン税などを課すことを禁じる指令が制定されている（2009/133/EC、以下、合併に関する指令）。

合併に関する指令の下では、2 カ国以上の EU 加盟国に所在する企業に関わる取引に関して以下の通り規定されている：

- 合併、分割部分、分割の際に発生し得るキャピタルゲインは課税されない。
- B 社から資産および負債の譲渡を受けている A 社が、B 社の株式を保有している場合、A 社がその保有する B 社の株式を処分した際に発生する利益は課税されない。
- 合併や部分分割などの際に、B 社の株主が B 社の株式を譲渡する対価として A 社の株式が B 社の株主に対して発行された場合には、B 社の株主がそこから得られる収入、利益、キャピタルゲインは課税されない。

合併に関する指令においても、会社（company）の定義は親子間配当指令および IR 指令と同様である。また、同指令は欧州会社（Societas Europea）および欧州協同組合（European Cooperative Society）にも適用される。

合併に関する指令は、英国では様々な税制に関する修正を行うことでその効力が生み出されている（法人税（合併指令実施）規則 The Corporation Tax (Implementation of the Mergers Directive) Regulation 2011（2011 No. 1431））。

（4）その他のポイント

前述の通り、直接税に関わる指令や規則などの制定法は多くは存在しないものの、EU 司法裁判所（CJEU）の判例により英国の直接税のルールが変更されることはこれまでも多数あった（国境を越えた損失の相殺に関するルールなど）。これらの判例法は政府

が積極的に制定法を制定したり、英国の最高裁判所が新しい判断を下したりすることで書き換えられる可能性はある。

3. ブレグジットによる影響

(1) 親子間配当指令に関する影響

ブレグジットによる親子間配当指令への影響は、同指令に基づいて制定されている各 EU 加盟国の国内法を参照した上で分析する必要があるが、基本的にはブレグジットにより英国にある企業は親子間配当指令の下での会社 (Company) の定義から外れることになり、その結果、以下のようなことが起きる可能性がある：

- 英国の子会社が英国以外の EU 加盟国に所在する親会社に支払った配当に対して、親会社が所在する EU 加盟国が課税する
- 英国以外の EU 加盟国に所在する子会社が英国の親会社に配当を支払う際に、子会社の所在する EU 加盟国が源泉徴収税を課す

英国においては 2. (1) で述べた通り、配当に関する課税ルールは指令の影響を受けていないために、指令の適用がなくなったとしても現状に影響はない。

(2) IR 指令に関する影響

IR 指令に関しても同様に、正確な分析は IR 指令に効力を与えている加盟各国の国内法の内容を確認する必要があるが、基本的には親子間配当指令と同様に、英国の会社は IR 指令の下での会社 (Company) の定義から外れることになるために、英国の会社を受益者とする英国以外の EU 加盟国の関係会社からの利子やロイヤルティーの支払いに対して、当該 EU 加盟国政府が源泉徴収を課す可能性がある。

英国の会社が、英国を含まない EU 加盟国に所在する関係会社に対して利子やロイヤルティーを支払う場合に関しては、2018 年に制定された EU 離脱にあたっての英国国内法 (以下、2018 年 EU 離脱法) の下で、IR 指令の効力を英国内で発生させている国内法の効力はそのまま保たれるために、現状の通り、これらの支払いに対して源泉徴収が課せられることはないであろう。

(3) 合併に関する指令に関する影響

合併に関する指令の影響についても同様に、英国の会社が会社（Company）の定義から外れるために、今後は複数の EU 加盟国にまたがった合併、分割、部分分割、資産の譲渡、株式の交換などにおいて英国の会社が含まれている場合には、キャピタルゲインに対して何らかの課税がなされる可能性がある。

(4) その他のポイント

英国の法人税（Corporation Tax）が下がり、英国が日本のタックスヘイブン対策税制の租税回避地とみなされる可能性があることがブレグジットの影響によるものだとする報道がみられるが、正確ではない。英国の法人税の減税は、2015年の政府予算にて段階的に減税されることが決定していた（2020年4月1日から税率18%、その後2016年の予算案で17%に変更）。このため、ブレグジットとは関係なく、従前より特定の企業においては日本のタックスヘイブン対策税制が適用されないよう対策をとる必要が生じることが予想されていた。グループ会社の再編に当たっては、その影響を検討することが必要であろう。

4. 推奨されるアクション

(1) ノー・ディールに備えて取るべきアクション

親子間配当指令と IR 指令は、EU 加盟国において源泉徴収税などが配当や利子・ロイヤルティーの支払い課されないことを規定した指令であるが、EU 加盟国の中には英国のように既に課税義務を撤廃している国もあるために、そういった国を経由して資金調達などを行うことで、源泉徴収税の適用を回避できる可能性はある。加えて、EU の枠組みとは別に、英国とこれらの税金に関する二国間協定を結んでいる EU 加盟国もあるために、これらの二国間協定の下で源泉徴収税の課税を回避できる可能性もある。このようなオプションが利用可能かどうかを判断するために、現在どのような配当・利子・ロイヤルティーの支払いが英国に所在する会社と英国以外の EU 加盟国にある関係会社の間で行われているかを洗い出すことがまず必要である。

合併に関する指令については、対象となるような取引を検討している場合、ブレグジット前に当該取引を完了させることが一番効率的な対応策であると考えられる。

(2) 離脱協定が無事締結された場合のその他一般的にとるべきアクション

英国と EU の間で現在交渉されている離脱に関する協定文書（以下、離脱協定）が締結される場合でも、ノー・ディールの際と同様に、どのような支払いが EU 加盟国に所在する関係会社間で行われているかを把握することが必要であろう。

現時点の離脱協定案では、前述の問題に対する対応策は検討されていないが、これらの直接税の問題については、おそらく英国と英国を含まない EU 加盟各国の間で、直接二国間協定が結ばれることで解決される可能性が高いため、日本企業においては自社の関係会社が EU のどこに所在し、所在する EU 加盟国が英国との間で直接税に関するどのような二国間協定を結んでいるか、および今後どのような二国間協定が結ばれるかを確認した上で、グループの資金の流れや構成を変更したりするなどの対策を検討することが推奨される。

VII 知的財産権に関する影響

[サマリー]

■ポイント

- 特許権に関しては、英国の EU 離脱（以下、ブレグジット）が現状の仕組みに大きな影響を与えることはない。ただし、現在、発効待ちの欧州統一特許と統一特許裁判所の進展については注意が必要。
- 商標権・意匠権について登録されているものは、ブレグジット後は英国において、EU における権利と同等のものが自動的に権利保有者に与えられることが想定されている。
- 非登録の意匠権については、EU 法と英国法の下での保護の対象などに差異があるため、ブレグジット後は非登録だと英国では保護されないものが生じる可能性があるが、2018 年に制定された EU 離脱にあたっての英国内法（以下、2018 年 EU 離脱法）に基づいて EU 法の下での意匠権の権利が英国内法として適用されることになれば、同様の権利が英国でも保護されることになる。
- 著作権に関しては、特別な権利を保有・使用している場合には、ブレグジットによるインパクトを検討することが必要となる。
- 知的財産権で守られている製品を EU 加盟国に輸出している企業は、知的財産権の消尽の影響がないかを検討する。

■推奨されるアクション

- 特許、商標、著作権法に関しては特になし。
- 非登録の意匠権については登録の必要性を検討する。

1. はじめに

一口に知的財産権と言っても、その中には特許権、商標権、意匠権、著作権など様々な権利が含まれ、これらの権利の取得方法や行使に関しては大きな違いがある。以下に主要な知的財産権に関して現状 EU ではどのように守られているかを説明すると共に、ブレグジットによる影響を分析する。

2. 特許権の現状とブレグジットの影響

特許権 (Patent) とは、発明に関する独占権を限られた期間 (英国では申請から最長 20 年間) 得ることができる権利である。権利保有者はその発明が第三者に無断で使用された際には法的手続きを取る権利を有するために、特許権の取得に際しては当局への出願と審査が必要となる。そのため、権利が付与されるための手続きには、通常は相当の期間とコストがかかる。

特許権に関しては、EU レベルでは特定の分野に関するもの (supplementary protection certificates, biotechnological inventions など) を除いては指令や規則がなく、その基本的な権利に関しては、EU 加盟各国それぞれの国内法で定められている。しかし、欧州特許条約 (European Patent Convention、以下、EPC) の下で、その批准国における特許権に関しては、法律の均一化や手続きの簡素化が図られてきた。ただし、EPC は EU の法律ではなく、欧州の国家間で結ばれている条約であり、この条約に基づいて EPC の批准国は統一された手続きに関して同意した上で、必要となる国内法を整備している。このため、英国が EU から離脱したとしても、EU とは直接の関係がない EPC の効力に直接の影響が発生することはない。

このような背景から、現在英国で特許権を取得するには基本的には以下の二つの方法がある⁴：

- 英国の知的財産庁 (Intellectual Property Office) に対して出願を行い、英国内での権利を取得する
- EPC の下で欧州特許庁 (European Patent Office、以下 EPO) に対して出願を行い、出願書類の中で特許権を申請したい国として英国を指定し権利を取得する。

⁴ EPC 以外にも欧州以外の国を含めた条約もあるが (Patent Co-operation Treaty 1970 など)、ブレグジットとは直接関係ないために、本稿ではその説明は割愛する。

ブレグジットの EPC への影響はないため、EPO を通じた出願手続きがブレグジットを理由に変更されることは想定されておらず、これまでに EPO への出願を通じて得られた各国における特許権に影響が与えられることもない。

特許権の侵害や無効申立に関する訴訟については、英国では金額が低い訴訟が知的財産企業裁判所 (Intellectual Property Enterprise Court)、高い訴訟は高等裁判所の特許裁判所 (Patents Court of the High Court) によって取り扱われている。これについても、基本的にはブレグジットの影響が直接及ぶことはない。

ただし、これらの状況は今後大きく変わる可能性もある。欧州ではこれまで EU のほぼ全域で効力を有する、統一特許 (unitary patent) と統一特許裁判所 (unified patent court) の仕組みを設けることが検討され、英国も含めて多くの EU 加盟国がこれに関する条約に批准している (European Patent Convention Agreement)。しかし、この仕組みは EPC と密接に絡みながらも、EU 自体の仕組みとして考えられており、その詳細も多くが EU の規則により決められている。そのため、英国は EPC の批准国であるにも関わらず、ブレグジット後もこのまま英国が統一特許と統一裁判所の仕組みに含まれることに対する問題が指摘されている。統一特許と統一特許裁判所の進展は、ドイツの批准の遅れというブレグジットとは直接関係ない事情で開始が遅れているが、この仕組みが今後進展するためには英国の参加の英国・EU の将来関係に関する交渉、あるいは個別の交渉の中で解決されていくことが必要であろう。

補充的保護証明 (Supplementary Protection Certificate、以下「SPC」という。) とは、特定の医薬品や植物保護製品に対して与えられる特許の延長期間であり、これらの製品が市場に出されるまでに必要な長期間のテストや臨床試験に時間がかかることにより特許の期間が失われることを最長 5 年まで補完するもので、EU 規則 ((EC) No 469/2009 および (EC) No 1610/96、併せて以下、SPC 規則) に基づいた制度である。SPC 規則はブレグジット後、英国には適用されなくなるが、その結果、英国で取得された SPC が英国以外の EU 加盟国で認められなくなる可能性がある。英国および英国以外の EU 加盟国で取得された SPC の英国での有効性は、2018 年 EU 離脱法の下で、SPC 規則が国内法として適用されることで継続する。ただし、英国と EU の間で現在交渉されている離脱に関する協定文書 (以下、離脱協定) 案においては、移行期間の終了までに英国で申請された SPC が承認された場合は、SPC 規則の下で保護されることが合意されている。

3. 商標権、意匠権の現状とブレグジットの影響

商標権 (trade mark) とは、自身の製品やサービスを他者のそれと区別するために使われるマーク、サインである。商標権は、当局に対して登録しなくても権利がその所有者に発生することもあるが、当局に登録することでより強力な権利 (他者がその存在を知らなかったとしても類似のマーク、サインの使用を止める権利) が権利者に与えられる。商標権は使用し続けること、または登録を更新し続けることで、権利者はその権利を永遠に有することができる。

意匠権 (design right) とは、対象物の形状などの概観に対して与えられる権利で、自動的に発生する権利である。権利者が権利を行使できる期間は限られているが (英国では販売されてから 10 年または作成から 15 年のどちらかで期限が早く終わる期間まで、EU では意匠登録されていないものは作られて販売されてから 3 年)、意匠登録されたものは英国、EU 共に 25 年間権利が守られる。

商標権も意匠権も、登録されている権利については現在 EU の規則⁵に基づいて与えられている権利 (以下、EU 商標・意匠権) と、英国の国内法⁶に基づいて付与されている権利 (以下、英国商標・意匠権) の 2 種類が存在する。EU 商標・意匠権の申請・登録は、EU 知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office、以下、EUIPO) で、英国商標・意匠権の申請・登録は英国特許と同じく英国知的財産庁で行われる。

ブレグジット後は、EU 商標・意匠権に関する EU の規則が英国には適用されなくなるため、それ以降の EUIPO を通じた申請では英国がカバーされず、EU 商標・意匠権の効力はブレグジット後の英国では失われる。ブレグジット後に EU で得られた権利と同様の権利を英国で取得するためには、英国で別途英国の国内法に基づいて英国商標・意匠権の登録を行うことが必要となる。ただし、現時点の離脱協定 (案) では、既に登録されている、または移行期間の終了までに登録される EU 商標・意匠権に関しては、EU における権利と同等の権利が追加審査などを必要とせずに自動的に英国において権利者に付与されることになっている。

意匠権に関しては、登録されずとも効力を発揮する権利が EU 法と英国内法の下でそれぞれ異なった権利として法制度化されている。EU と英国の保護のレベルに差があるため、EU での保護対象 (例えば、表面のデザインなど) が、英国では保護されないなどの

⁵ 商標 : Regulation (EC) 207/2009、意匠 : Regulation (EC) 6/2002

⁶ Trade Marks Act 1994

差異が生じている。現時点での離脱協定（案）では、移行期間中に発生した権利が移行期間後も権利が有効な間は英国において同様の保護が得られることが合意されている⁷。しかし、移行期間後に発生した権利については現時点では英国・EU間での合意はない。

4. 著作権の現状とブレグジットの影響

著作権（copyright）は文学、演劇、音楽、芸術、写真、映画、放送などの分野において独自の作品を著作した際に自動的にその著作者に対して与えられる権利である。著作権者は他者が著作権者の同意なく、著作物をコピーすることを禁じる権利を一定の期間有する（放送は50年、それ以外は70年（新版におけるデザインやレイアウトは25年））。英国およびEUにおいて著作権を登録する仕組みはない。

著作権に関しては国際的な条約が複数存在しており、国際間での基本的な権利の共通化がある程度図られている。英国における基本的な権利に関しては、英国内法に基づいて権利が与えられており、EUレベルでは以下のように限られた分野に関する指令が設けられている：

- 衛星やケーブルを通じた放送に関する著作権に関する指令（93/83/EEC）
- データベースに関する権利（96/9/EC）
- 著作者が不明な著作物の使用に関する指令（2012/28/EU）
- オンラインを通じた音楽に関する著作権の複数 EU加盟国にまたがった権利のマネージメントに関する指令（2014/26/EU）
- 視覚障害者による特定の著作物の使用に関する指令（(EU)2017/1564）
- オンラインコンテンツを国境を越えて使用する権利（(EU)2017/1128）

これらの著作権に付随する権利に関しては、ブレグジットにより影響を受ける可能性があるために、該当する権利を有する、あるいは使用している企業は注意が必要である。

⁷ 離脱合意書 第53条

5. ドメインネーム

インターネットのサイトなどに与えられるドメインネームについて、その最上位の単位（.jp や .com など）の一つである「.eu」の登録については EU 規則により条件が課せられている（(EC) 733/2002、以下、DN 規則）。DN 規則の下では登録ができるのは以下に限っている：

- 企業の登記が EU でなされている、本社機能や主たる事業の場所が EU にある企業
- EU で設立された組織
- EU に居住する自然人

ブレグジット後は DN 規則が英国には適用されないために、英国の企業および自然人は「.eu」ドメインネームの取得ができなくなるほか、既存のドメインネームがキャンセルされる可能性もある。

6. 権利の消尽 (Exhaustion of rights)

知的財産権に関するもう一つのブレグジットの影響は、これらの権利の消尽 (Exhaustion) に関わるものである。これは、EU においては、製品が市場に流通した後は、知的財産権の権利保有者は当該製品が転売されることなどを商標権や意匠権を通じて防ぐことはできないと考えられ、これはそれぞれ知的財産権に関わる EU 法や英国の国内法・判例法などを通じて法律となっている。この原則がブレグジットにより英国を含む EU 全体のレベルで適用されなくなると、以下のような問題が発生する可能性がある：

- 権利保有者が英国で第三者に対して販売した製品が、英国以外の EU 加盟国に輸出されて流通が始まった際に、権利保有者がその知的財産権を理由に差し止めなどを求めることができる
- 権利保有者が英国以外の EU 加盟国で第三者に対して販売した製品が、英国に輸出されて流通が始まった際に、権利保有者がその知的財産権を理由に差し止めなどを求めることができる
- 第三国から英国以外の EU 加盟国において第三者に販売した製品が、英国に輸出されて流通が始まった際に、権利保有者がその知的財産権を理由に差し止めなどを求めることができる

現時点の離脱協定（案）においては、移行期間の終了前に英国を含む EU 加盟国の市場に流通した製品に関しては、知財権が消尽されたままとすると英国・EU 間で合意されている。しかし、移行期間の終了後にどのような形でこの問題が扱われるかは、現時点では何も発表なされていない。

7. 推奨されるアクション

(1) 合意なき離脱（ノー・ディール）に備えて取るべきアクション

EU・英国で保護されている知的財産権には様々な種類があるが、合意なき離脱（ノー・ディール）で影響を最も受ける可能性があるものは、上述の通り、登録されている商標権・意匠権と非登録の意匠権であろう。

登録されている商標権・意匠権については、ノー・ディールの場合にも、2018 年 EU 離脱法の下で、EU 商標・意匠権に関する法律が英国の国内法になると、これらの権利は保護されるために、英国において特別な施策を取る必要はない。英国の権利保有者が EU で登録している権利の英国以外の EU 加盟国での効力は、ブレグジットの影響を受けないため、同様に特に施策を取る必要はない。

非登録の意匠権に関しては、ノー・ディールの際にも、2018 年 EU 離脱法の下で EU の非登録意匠の権利は守られるはずである。しかし、現時点において EU 法と英国法の下での保護のレベルに違いがあることから、2018 年 EU 離脱法の下での EU 法の英国国内法への転換が想定している形で行われない可能性もある。もし、この点について不安があるようであれば、EU と英国の双方で当該意匠を登録することがこのリスクを確実に防ぐためには必要であるが、この施策をとるべきかどうかは登録コストも勘案して判断するべきであろう。

ドメインネームについては、英国法人で管理している場合には、英国以外の EU 加盟国の子会社などへの権利の移管を検討するべきである。第三者が管理を行っている場合は、その業者が適切な対応を取ることができるかを事前に確認し、しかるべき対応を依頼すべきであろう。

権利の消尽に関しては、当該知的財産権を有する権利者から同意を取ることが唯一の取りうる施策であると考えられる。

(2) 離脱協定が無事締結された場合のその他一般的にとるべきアクション

離脱協定が無事に締結された場合は、前述の通りブレグジットから起こりうる問題への対処が記載されているために、EU・英国の知的財産権の権利保有者は特に特別なアクションを直近で取る必要はないと考える。

ただし、特許権に関しては、前述の通り欧州統一特許と統一特許裁判所の今後の進展に注意を払い、これらを有効活用するための施策の検討・実施を現時点から行うことで、欧州単一特許が発効した際にも対応できるようにしておくべきであろう。また SPC についてはどこで特許が登録されているかにより制限はあるものの、移行期間終了後は、英国で SPC の承認を得ることはできなくなるため、英国以外の EU 加盟国での申請が必要となる。

EU 商標権・意匠権に関しては、ブレグジット後は、EU 知的財産庁への登録が英国をカバーしなくなるため、英国でも同様の保護を得たい場合には、同時に英国当局への申請・登録が必要になると予想されるために、今後どのような手続きで二重の登録を行っていくかどうかは、各社で検討することが必要であろう。

また、知的財産権の消尽に関しては、英国および英国以外の EU 加盟国において権利が登録されているような知的財産権に関わる製品を取り扱う企業は、権利保有者から必要となる同意をできるだけ取ることが重要である。

VIII 主な EU 規格基準・規制に関する留意点

[サマリー]

■ポイント

- EU においては、製品の基準に関して「本質的な要件」のみが記載されることが現在のアプローチ(ニュー・アプローチ)となっている。
- 異なった指令・規則間で共通のアプローチを取るために、製品の認定や市場に出た後の監視に関しては、共通のルールである「新たな法的枠組み (NLF) 」に則って行われることが原則で、CE マークなども NLF に則り、異なった製品群でほぼ同じプロセスが利用されている。
- 化学品の登録・評価・認可および制限に関する REACH 規則などは、共通のアプローチとは異なった仕組みとなっている。
- 英国の EU 離脱(以下、ブレグジット)以降は、EU 域内に設けることが求められている「新たな法的枠組み (NLF) 」(ニューアプローチ指令) 下で「輸入業者や代理人」として英国で事業者を任命している場合、無効になる。また、REACH 規則での「唯一の代理人」の英国での任命、欧州化学品庁 (ECHA) に対する英国の製造業者・輸入業者の登録が無効となる可能性がある。

■推奨されるアクション

- 合意なき離脱 (ノー・ディール) に備えて、英国と英国以外の EU 加盟国の両方において、NLF での「輸入業者や代理人」や REACH 規則での「唯一の代理人」を任命したり、必要となる登録がなされているようにするための検討を行う。
- 英国と EU の間で現在交渉されているに関する協定文書 (以下、離脱協定) が結ばれた場合、移行期間終了 (2020 年 12 月 31 日) まで検討の期間が伸びる上に、それまでに英国・EU 双方から何らかの方針が出ると考えられる。こうした方針が出てからアクションを取ることがコスト削減のためにも望ましいであろう。

1. はじめに

EUでは単一市場内でのモノの移動の自由を可能とするため、指令や規則の制定を通じて製品などに関する規格の標準化を行い、製品を単一市場に流通させている日本企業はこれに従わなければならない。本ガイドでは関連する指令や規則のうち、日系企業にとって特に重要なものをいくつか取り上げ、プレグジットの影響を説明する。

2. 現在の EU 仕組み

(1) 製品の売買に関する法的枠組みに基づく規格基準（CE マーキング等）

(a) 概要

EUは当初、域内市場統合のため、製品を規制する指令を制定し、技術基準を細部にわたって規定する方法を採用し、非常に多くの基準を設けてきた（「オールドアプローチ」）。結果、煩雑な認可手続きなどにより域内の自由な製品流通にとって障害となったため、EUは1985年、製品を分野別に分け、それぞれ「必須要求事項」のみを規定する手法を導入した（「ニューアプローチ」）。その後、ニューアプローチ指令の整合化を進めるため、「新たな法的枠組み（NLF）」として、以下の法令が導入されている（いずれも2010年1月1日発効）。

- 「ある国の技術基準を他の加盟国で合法的に市販されている製品に適用する手順」(Regulation (EC) 764/2008)
- 「製品の売買に係る認定と市場監視の要求事項」(Regulation (EC) No 765/2008)
- 「製品の売買のための共通枠組み」(Decision No 768/2008)

NLFの下、これ以降に制定された（既存の指令は、改正時）製品に関わる規則・指令は、認定や監視についてはNLFが規定する定義・手続きを当該規則・指令に含めることとなり、異なる規則・指令間でも原則的に共通した手続きを取ることが求められる。CEマーキングの手続きなども、NLFに基づき、異なる製品群にまたがり適用される。

(b) どのような法律が共通化規則を参照しているか

NLF を参照している規則・指令は本ガイド執筆時点（2018年9月）で40近くあり、主なものを以下に挙げる⁸：

- 医療機器に関する指令（93/42/EEC、2020年5月26日からは規則に変更（EU No 2017/745））
- 蓄電池に関する指令（2006/66/EC）
- 玩具の安全性に関する指令（2009/48/EC）
- 化粧品に関する規則（EU No1223/2009）
- 建設機器に関する規則（EU No305/2011）
- 電気機器における特定の有害物質に使用に関する指令（RoHS2、2011/65/EU）
- 測定機器に関する指令（2014/32/EU）
- 通信機器に関する指令（2014/53/EU）

化学品や自動車など上記以外でもEUレベルで基準や手続きが定められている分野もあるが、これらの分野では共通化規則を参照せず、別の手続きが規定されている。

また、NLFを適用している指令・規則でも、NLFに規定されている手続きを同規則で許される範囲内で変更している場合もあるために、注意が必要である。

(c) 適用される事業者

NLFは、以下の四タイプの事業者に対する義務を記載している。

- 製造業者（manufacturer）：製品を、自ら製造、あるいはデザインや製造を委託し、その名前や商標の下で販売している人

⁸ EUがブレグジットに関して出している注意喚起の文書である、「NOTICE TO STAKEHOLDERS - WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INDUSTRIAL PRODUCTS」に法令のリストが掲載されている。
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/industrial_products_en_1.pdf

- 代理人 (authorised representative) : EU 域内に所在する自然人または法人であって、製造業者から特定の作業を代わって行うことを、書面により承認された人
- 輸入業者 (importer) : EU 域内に所在する自然人または法人であって、第三国からの製品を EU 市場へと輸入する人
- 販売代理店 (distributor) : サプライチェーンに関わる自然人または法人であり、製造業者や輸入業者ではなく、市場で製品を供給する人

これらの事業者はまとめて「economic operator」と定義されている（以下、全事業者）。

(d) 課される義務

NLF では事業者ごとに異なる義務が課されている。その代表的なものは以下の通りである：

- 製造業者に課される義務
 - 製品が法律で定められた要件に従ってデザイン・製造されていることを確実にすること
 - 必要となる技術仕様書を作成し、製品がそれに適合していることを評価する手続きを行うこと
 - 製品が適切である場合は、適合を宣言する書面を作成し、適合のマークを印すこと
 - 技術仕様書と適合を宣言する書面を一定期間保存すること
 - 製品のタイプ、バッチ、シリアル番号など、その特定を可能とする情報がパッケージや同封される書面に記載されること
 - 製造業者の名前や住所などの連絡先がパッケージや同封される書面に記載されること
 - 製品は説明書や安全情報を伴わなければならない、それは加盟国によって定められる消費者やエンドユーザーにとってわかりやすい言語とすること

- もし製品が法律に適合していないと思われる場合には、修正やリコールなど、直ちに必要となる手続きを取ること
 - もし製品がリスクを伴う場合には、製造業者は直ちに、加盟国の適切な機関に通知をすること
 - 当局からの要求に応じて、製品が適合していることを証明するために必要な情報と書類を当局が容易に理解できる言語で提供すること
 - 当局からの要求に応じて、製品が及ぼすリスクをなくするために必要となるアクションに関して当局に協力すること
- 代理人に課される義務
 - 代理人は製造業者から受けた依頼に記載された業務を行うこと
 - 依頼は以下のような行為を行うことを承認する：
 - 適合を宣言する書面と技術仕様書を特定の期間保管すること
 - 加盟国の適切な機関からの要求に応じて、製品の適合を証明するために必要となる情報と書類を提出すること
 - 依頼によりカバーされた範囲内で、製品が及ぼすリスクをなくするために必要となるアクションに関して、当局に協力すること
- 輸入業者に課される義務
 - 法律を遵守した製品のみを EU 市場へ輸入すること
 - 製品を輸入する前に、製造者が製品に関するその義務（適合評価の実施、技術仕様書の作成、適切なマーキングなど）を果たしていることを確認すること
 - 輸入業者の名前や住所などのコンタクト先がパッケージや同封される書面に記載されること
 - もし製品が法律に適合していないと判断する場合には、適合が確認されるまで市場には持ち込まないこと

- 製品がリスクをもたらすと思われる場合には、製造者と監督当局にその旨を通知すること
- 製品は説明書や安全情報を伴わなければならない、それは加盟国によって定められる消費者やエンドユーザーにとってわかりやすい言語とすること
- 製品の保管や移動の際に法律の要件の遵守を損なうような状態にしないことを確実にすること
- 製品から発生するリスクに対して適切とみなされる場合には、消費者の健康と安全を守るために、製品のサンプルテストを行い、製品の不適合とリコールに関する調査（および必要に応じて苦情の記録）を行い、これらの結果を販売代理店に伝えること
- もし市場に出した製品が法律に適合していないと思われる場合には、修正やリコールなど、直ちに必要となる手続きを取ること
- もし製品がリスクを伴う場合には、加盟国の適切な機関に通知すること
- 適切な期間、適業の宣言と技術仕様書のコピーを保管し、要求に応じて当局に提出すること
- 当局からの要求に応じて、製品が適合していることを証明するために必要な情報と書類を当局が用意に理解できる言語で提供しなければならない
- 当局からの要求に応じて、製品が及ぼすリスクをなくするために必要となるアクションに関して当局に協力する
- 販売代理店に課される義務
 - 製品を市場に出す際に、適切な要件に関して十分な注意を払って行動すること
 - 製品を市場に出す前に、製品にマークが適切に印されていること、必要な書類が含まれていること、適切な言語の説明書と安全に関する情報が含まれていること、製造者・輸入者がシリアル番号やコンタクト先などの情報を製品に含めていること、などを確認すること
 - 製品の保管や移動の際に法律の要件の遵守を損なうような状態にしないことを確実にすること

- 市場に出した製品が法律に適合していないと思われる場合には、修正やリコールなど、直ちに必要となる手続きを取ること
- もし製品がリスクを伴う場合には、販売代理店は直ちに、加盟国の適切な機関に通知をしなければならない
- 当局からの要求に応じて、製品が適合していることを証明するために必要な情報と書類を当局が容易に理解できる言語で提供すること
- 当局からの要求に応じて、製品が及ぼすリスクをなくするために必要となるアクションに関して当局に協力する

また全事業者に対して、当局からの要求があった際には、①誰から製品が提供されたか、および②誰に対して製品を提供したか、を通知する義務が課せられている。加えて、製造者に求められている製品の適合認証の手続きなどに関しては、加盟各国の当局が関与する可能性があることも記載されている。

(2) REACH 規則

(a) 概要

2007年6月1日に発効したEUの化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則（以下、REACH規則、Regulation on Registration, Evaluation, Authorisation, and Restriction of Chemicals (EC) No 1907/2006）には、規則内に事業者の定義やその義務などが記載されている。以下にその概要を簡単に説明する。

(b) 適用される事業者

REACH規則は以下の主に三タイプのEUにおける事業者に対して適用される。

- 製造業者 (manufacturer) : EU域内に所在する自然人または法人であって、物質を製造または抽出する事業者
- 輸入業者 (importer) : EU域内に所在する自然人または法人であって、EU域内へ物質または調剤を輸入する事業者
- 川下ユーザー (downstream user) : EU域内に所在する自然人または法人（製造業者、輸入業者を除く）であって、産業活動または職業上の活動において物質そ

のものまたは調剤に含まれる物質のいずれかを使用する者（なお、流通販売業者や一般消費者は含まれない）

以上により、まず、日系企業の EU 域内に所在する現地製造者は、REACH 規則への対応を余儀なくされる。次に、日本に所在する事業者は直接 REACH 規則の適用はないが、同規則で規制される化学物質等を含む製品を EU 域内に輸出している場合には、EU 域内の輸入業者に REACH 規則が適用される。さらに、製造業者または輸入業者ではなくても、EU 域内で同規則が規制される化学物質等を自己の産業活動または職業上の活動において使用する者も、REACH 規則への対応が必要となる。

また、EU 域外で物質、調剤または成形品を製造し、EU 域内へ輸出する事業者のうち、輸入業者に REACH 規則の対応を任せられない場合には、EU 域内の法人または自然人を「唯一の代理人 (only representative)」として REACH 規則の義務を代行させることができる。なお、任命する唯一の代理人には、化学物質の取扱いに関する経験が求められ、物質などに関する十分な情報を持っている必要があるため、EU 域外の事業者で物質、調剤または成形品を輸出する者は、唯一の代理人が REACH 規則の義務を履行するため、必要な情報を提供する必要がある。

(c) 対象となる物質

REACH 規則の対象とされるのは、化学物質それ自体、調剤中の物質および成形品中の物質である。それぞれについて、REACH 規則では次のように定義されている。

- 物質 (Substance) : 自然な状態にある化学元素または化学物質、および何らかの製造プロセスを経て得られた化学物質。物質が登録等の義務の対象とされる (例: メタノール、ベンゼンなど)。
- 調剤 (Mixture) : 2 以上の物質からなる混合物または溶液。調剤の混合物は、それを構成する化学物質が登録等の義務の対象とされる (例: 塗料、インク、合金など)。

(併せて以下、REACH 対象物質)

(d) 課される義務

REACH 規則は、主に次の四つの義務または手続きから構成される。

- 登録義務：取り扱う物質の製造量、輸入量および危険有害性などによって登録義務、手続きは若干異なるが、基本的に化学物質を EU 域内で 1 トン以上製造、または輸入する場合、製造者または輸入業者は当該化学物質を登録しなければならない。登録義務を負うのは、原則として EU 域内の製造者または輸入業者、もしくは EU 域外の製造者が任命した EU 域内の唯一の代理人である。なお、サプライチェーンの川上企業が登録していれば、そのサプライチェーンの川下企業は登録する必要はない。
- 評価申請義務：欧州化学品庁（ECHA）または EU 加盟国の同等機関が物質と技術一式文書（dossier）を評価し、当該物質を登録する必要があるか、使用制限の対象とされるかを評価する。
- 認可手続き：主に人や環境へのリスクが高いとされる、高懸念物質（substances of very high concern）や、CMR、PBT、vPvB などの物質（以下、認可対象物質）を EU 域内で製造または輸入する事業者、あるいはその物質を認可条件以外で使用する川下ユーザーは、その取扱い数量 1 トン未満であっても、ECHA の認可を得なければならない。
- 使用制限：トリクロロベンゼン、トルエン、カドミウム、ベンゼンなどの物質（以下、制限対象物質）は、指定された制限条件内においてのみ、製造、輸入あるいは使用が可能である。加えて、制限対象物質や認可対象物質等を製造または輸入する事業者は、一定の場合、川下ユーザーやそれを利用する消費者に対して安全性に関する情報を提供する義務がある。そのため、原材料メーカーに対して制限対象物質や認可対象物質が規定量を超えて含有されているかを調査する必要がある。

3. ブレグジットによる影響

（1）製品の売買に関する法的枠組みに基づく規格基準（CE マーキング等）に関連する影響

NLF は EU の法律であるため、ブレグジット後は英国には適用されないが、2018 年 EU 離脱法の前で国内法となって効力を有するため、英国では原則これまでと同じ手続きで、CE マーキング等 NLF に基づく規格・基準が継続されることになる。他方、英国以外の EU 加盟国での製品の売買においては、以下の点に留意する必要がある。

(a) 事業者の所在国

NLF の下では、EU 加盟国に製品を輸入する業者や製造業者の代理人は EU 域内に所在していなければならないとされているため、ブレグジット後には何らかの特別の措置がなされない限り、日系企業は英国の事業者を EU 域内市場における輸入業者や代理人として利用することはできなくなる。このため EU 域外の製造業者が輸入業者や代理人を英国に置き、当該製品を英国以外の EU 加盟国に上市している場合には、ブレグジット後は同輸入業者・代理人を英国以外の EU 加盟国の輸入業者・代理人として利用できなくなるため、英国以外の EU 加盟国の輸入業者に対応を任せるか、英国以外の加盟国に代理人を設置することを検討する必要がある。

(b) 英国の管轄当局の位置づけ

NLF の下では、EU 加盟国の管轄当局は事業者からの連絡を受け付け、必要に応じて適合評価の際の認証作業を行うことが求められている。ブレグジット後は英国の管轄当局は EU における地位を失い、これらの業務を英国の管轄当局は行うことができなくなる。事業者が適合評価の認証を必要とする場合は、EU 域内の輸入業者や代理人を通じて、他の EU 加盟国の管轄当局に対してこれらの業務の執行を依頼することが必要となる。

(2) REACH 規則に関する影響

REACH 規則は EU 規則であるため、ブレグジット以降、REACH 規則は英国に適用されない。そのため、以下の影響を受けることが考えられる：

- 英国への REACH 対象物質が、REACH の下での輸入量の計算には含まれない
- 英国当局による評価申請が受けられなくなる
- 英国当局への登録ができなくなると共に、これまでの登録が無効となる
- 英国に所在する製造業者、輸入業者による当局への登録が無効となるため、当該業者による REACH 対象物質の登録も無効となる
- 英国に所在する唯一の代理人を任命していた場合には、唯一の代理人は EU に存在しなければならないため、その地位が無効となる

REACH 規則が英国で適用されなくなった場合も、英国内では 2018 年 EU 離脱法の下で、規則が国内法となって効力を有するために、原則これまでと同じ手続きで REACH 対

象物質の輸入や使用をすれば良いこととなる。とはいえ、REACH 対象物質の輸入や使用にあたっては登録や許可を管轄する機関の設置など、体制の整備が必要であり、また英国以外の EU 加盟国での登録や評価申請などがどのように英国の当局と共有されるのかは、現時点では不明である。

4. 推奨されるアクション

(1) ノー・ディールに備えて取るべきアクション

(a) NLF に関して

ノー・ディールの際には、何らかの特別の措置がなされない限り、英国にいる輸入業者や代理人が、NLF を適用している指令・規則の下で無効になる。まず、そのような事業者が英国に存在しているかを確認し、ノー・ディールの際に有効性を維持するための対応が可能か（英国の該当事業者の関連会社が英国以外の EU 加盟国に存在し、速やかに役割を引き継ぐことができるか）を検討する必要がある。

この際、英国でも製品が流通している場合は、英国では原則 2018 年 EU 離脱法の下で、NLF が国内法に変換されるために、法律の文言上は英国には独自の輸入業者や代理人を置くことは必要ではなく、EU 加盟国の輸入業者や代理人が英国法で求められる役割を果たすことができることになる。しかし、英国がこのような一方的な取り決めを受け入れるかどうかは不明であるため、状況が明らかになるまでは、必要に応じて速やかに英国にも輸入業者や代理人を置けるように準備をするべきであろう。

また、ノー・ディールの際、英国当局に代わって、様々な役割を果たしてもらおう英国以外の EU 加盟国の当局がどこになるのかを、個別の法律の下での要件も鑑みて検討することが必要である。

(b) REACH 規則に関して

英国の当局に対して行っている登録、および英国企業による登録（製造業者、輸入業者、唯一の代理人）が無効となるために、英国以外の EU 加盟国での登録が直ちに行える体勢を整えておくことが必要である。

英国側においては、NLF と同様に、2018 年 EU 離脱法の下で、これまで通り欧州化学品庁（ECHA）に登録、認可された化学物質の使用や制限を英国は受け入れることになる

が、これに関しても英国での登録は必要となる可能性も否めないために、現時点では両方において登録ができるような体制を整えておくべきであろう。

(2) 離脱協定が無事締結された場合のその他一般的にとるべきアクション

上述の問題は、英国が今後どのような通商関係を EU と維持するかにより、その解決策が決定されるポイントの一つである。英国側は、今後も製品の基準に関しては EU の規則に従うことにより、英国の法律の下で定められた仕組みをそのまま継続して利用したいとするが、現時点では、EU との合意はなされていない。そのため、この点に関しては今後の交渉の進展を注意深く見守る必要がある。

離脱協定が正式に締結されれば、2020 年 12 月 31 日まで移行期間が設けられるため、その期間内に、それぞれの指令・規則の要件を勘案しながら、唯一の代理人などの任命をどこで行えば一番効率的かを検討することが必要であろう。前述のとおり、英国が NLF や REACH の仕組みに残れない可能性があるため、特にこの点については拙速な行動は取らずに今後の進展に応じて対応を取ることが重要である。今後英国と EU の方針が明らかになった時点で、必要となる施策を日系企業が迅速にとれるようにするためにも、輸入業者や代理人と結んでいる契約書がブレグジット後の枠組みの中でも有効であるかを見直しておくことが必要である。

IX 英国/EU 間の輸出入における税務面での影響

[サマリー]

■ポイント

- 英国の EU 離脱（以下、ブレグジット）により英国は EU の単一市場から離れるため、英国と英国以外の EU 加盟国との貿易には様々な障壁が発生する。
- 税関申告の手続きが発生すると共に、関税が掛けられる可能性が高い。その際、EU はこれまで通りの関税率を適用するが、英国の関税率は現在 WTO と調整中である。
- タバコやアルコールなどにかかる物品税について現在は最終目的地で支払っているが、税関での支払いが求められる可能性がある。
- 付加価値税（VAT）も税関で支払い義務が発生する可能性があるが、英国政府は英国以外の EU 加盟国からの輸入品に対する VAT の支払いは、税関ではなく後日まとめて支払う仕組みを設けると述べている。

■推奨されるアクション

- 合意なき離脱（ノー・ディール）の際には、税関にてかなりの混乱が発生することが想定されるために、事前に必要な製品の輸出入を済ませておくなどの対策を取ることが重要である。
- 英国と EU の間で現在交渉されている離脱に関する協定文書（以下、離脱協定）が締結された際には、どのような合意がなされるかにより、全く対応が異なってくる。英国がこれまで通り、モノの移動の自由に関しては単一市場に残る場合はほとんど対策を取る必要はないと思われるが、単一市場を離れる場合は、英国企業は EU 域外の第三国に課せられている様々な登録などの手続きが求められる。
- 英国と英国以外の EU 加盟国との貿易に関わる契約書がブレグジットの影響を受けるかどうかを調査すべきである。

1. はじめに

企業に課せられる税金には、大きく分けて直接税 (Direct Tax) と間接税 (Indirect Tax) の 2 種類がある。直接税については、「VI. 企業グループ内のファイナンス (資金の移動・調達) における留意点) にてブレグジットの主な影響を説明しているが、本ガイドでは間接税の中で特にブレグジットの影響を受ける分野について、現在の EU の仕組みとブレグジットの影響を説明する。

2. 現在の EU の仕組みとブレグジットの影響

(1) 関税 (customs duty)

EU 運営条約の下では、EU 加盟国は全ての物品の貿易をカバーする関税同盟 (Customs Union) を構成するとされ、EU 加盟国間で行われる輸出入に関して、関税やそれに類する税金を課すことは禁止されている。加えて、関税同盟全体に関わる問題については EU が排他的権利を有し、第三国との自由貿易協定や関税率の取り決めなどは全て EU が第三国と交渉を行い決定するために、EU 加盟各国が直接的に関わることはない。

このような背景から、英国の税関においては他の EU 加盟国から輸入される物品は、基本的に検査なし、関税なしで通関手続きが存在しない。加えて、第三国から EU に輸入された物品に関しても、最初に輸入した EU 加盟国で税関による確認があるが、それ以降は個別の EU 加盟国の税関によるチェックはなくなる。そのため、最初に第三国から EU に入ったタイミングで EU 共通の関税率に基づく関税が掛けられるが、それ以降に他の EU 加盟国で関税が掛けられることはない。

ブレグジットにより英国は単一市場から離れるため、英国以外の EU 加盟国から英国へのモノの輸入に際しては、税関のチェックが発生すると共に、関税が掛るようになる。英国から英国以外の EU 加盟国へ輸入された物品に対しても、当該加盟国において税関のチェックと関税が生じることが想定されている。その際の関税率は、英国以外の EU 加盟国については EU によって決められた税率となる。現時点では、EU と英国の間では自由貿易協定などは結ばれておらず、仮に英国が EU を離脱するまでに自由貿易協定などが結ばれない場合には、WTO 協定税率 (最恵国待遇税率) が、英国から英国以外の EU 加盟国に輸入された物品に課されることが想定されている。

英国以外の EU 加盟国から英国に輸入される物品については、英国が現時点では独立した関税率を有していないために、どのような関税率が課せられるのか未確定だが、WTO 協定税率（最恵国待遇税率）が課せられることが想定される。なお、英国は 2018 年 7 月 24 日に WTO に対して現在の EU の関税率に基づいた独自の関税率を提案しており、他の WTO 加盟国から 3 ヶ月間反論なければ、英国独自の関税率として認められる。

英国内の仕組みについては、現在議会で関税などに関する法案（クロスボーダー貿易に関する課税法）（Taxation (Cross-Border Trade) Bill、以下、英国関税法案）、および貿易に関する法案（Trade Bill、以下、英国貿易法案）が審議されている。英国関税法案の下では、英国政府が関税、物品税および付加価値税（VAT）を課するための権限を有することや税関で必要となる手続きなどが規定されている。英国貿易法案の下では、英国独自の貿易協定の批准とそれに基づいた国内法整備の手続き、貿易に関する新しい機関の設置（Trade Remedies Authority、以下、TRA）などが規定されている。これにより、ブレグジット以降は貿易協定などを締結するにあたり英国政府が直接（EU を通さずに）第三国と交渉を行うことになる。また、英国の事業者が悪影響を及ぼすような貿易に関する問題（ダンピングなど）が発生した際は、TRA が管轄権を持つこととなる（現在は欧州委員会が管轄を有する）。

（2）物品税（Excise Duty）

アルコール、タバコ、エネルギー製品（ガソリン、ケロシン、天然ガスなど）については、EU では共通の物品税に関する指令が設けられ、該当する製品に対しては EU 指令に基づいた定額を物品税として課税することが求められている。これは、単一市場においてこれらの製品に異なった税率が課せられると自由な貿易が阻害される、との考え方による。

これらの物品税に関しては、共通のルールを定めた指令（2008/118/EC）と、それぞれの物品に関わる指令（エネルギー：2003/96/EC、アルコール：92/83/EEC および 92/84/EEC、タバコ：95/59/EC、92/79/EEC、92/80/EEC）により、法律が構成されている（併せて以下、物品税指令）。物品税指令の中では、物品税は「消費のために譲渡されたときに課税される」とされ、最終消費地への移送の間は物品税が停止された状態（duty-suspension）となる。具体的には以下のようなタイミングで課税がなされている：

- ビジネス取引の場合は、物品税は消費される EU 加盟国で支払われる。

- 個人の使用の場合は、物品税は購入された EU 加盟国で支払われる。
- 個人に対する国境を越えた販売の場合は、行き先の EU 加盟国で支払われる。

このルールに基づいて物品税の支払いの一時停止の恩恵を受けるためには、EU により設けられている物品税の移動と管理に関するシステム（Excise Movement & Control System、以下、EMCS）に必要情報を入力することが求められる。また、EU 加盟国の当局により承認された倉庫管理者（authorised warehouse-keeper）および登録された荷送人（registered consignor）は物品税を支払うことなく、保税倉庫間で物品を移動したり、保税倉庫から他の登録された荷送人に物品を移動することができる。

このような状況において、ブレグジットの影響は以下が考えられる。

- 英国と英国以外の EU 加盟国の間での製品の輸出入の際に税関申告が必要となる。
- 英国と英国以外の EU 加盟国の間での物品税の対象となる物品の輸出入には、税関で物品税が課せられる可能性がある。
- 英国と英国以外の EU 加盟国の間での製品の移動に関して、EMCS の利用ができなくなる。
- 英国の当局で承認された倉庫管理者・荷送人の承認が、他の EU 加盟国では無効とみなされる。

二つ目の税関で物品税が課せられるという点については、離脱協定（案）の中では、移行期間中に移動が始まった製品に関しては、移行期間後に製品の移動が終わったとしても、現在の物品税の仕組みが継続して適用されることが現時点で合意されている。また、EMCS の利用についても移行期間中に加え、それ以降も必要となる期間内は英国からの使用が認められるとされている。

（3）付加価値税（Value Added Tax、以下 VAT）

VAT は物やサービスに対してかけられる消費税の一種で、EU 域内で購入・販売される物やサービスで、EU 域内での使用や消費が想定されているものに対して課せられている。これも、単一市場内での公平性を保つために、共通のルールが複数の EU 指令を通じて設けられている（2006/112/EC など）（併せて以下、VAT 指令）。VAT 指令のもと、現在は以下のルールが設けられている：

- EU 加盟国における、納税義務者による製品やサービスの提供に対しては VAT が課せられなければならない。
- 通常の製品・サービスに対しては、EU 加盟国は最低でも 15% の VAT を課さなければならない。
- 特定の製品・サービスに対しては軽減税率を課す、またはゼロ税率とする、または VAT を課さないことが可能。
- 第三国から EU 加盟国へ輸入される製品に対しては VAT が課せられなければならない。
- EU 加盟国から第三国へ輸出される製品に対して VAT は課せられない。
- EU 加盟国から別の EU 加盟国に所在する消費者に対して輸出された商品に対する VAT は、どちらかの EU 加盟国で VAT の支払いがなされなければならない。
- サービスでは、サービスが供給された場所 (place of supply) により VAT が課せられる場所が決定される。
- 事業者は、取引先から支払われた VAT から自身が支払った VAT を差し引いた額のみを当局に対して支払えば良い (postponed accounting) 。

ブレグジットによる影響として、以下が考えられる：

- 英国政府は今後 VAT を継続して課すことを求められない（ただし、現時点では英国政府はこれまで通り VAT のルールを続けていくと述べている）。
- 英国政府は VAT の税率や VAT が適用されない物品・サービスを自由に決定できるようになる。
- 英国以外の EU 加盟国から英国へ輸入した製品、および英国から英国以外の EU 加盟国へ輸入した製品に対して VAT が税関にて徴取される可能性がある。（ただし、英国以外の EU 加盟国から英国への輸入に関しては、現時点では英国政府はこれまで通りの「postponed accounting」の仕組みを国内でも設け、輸入のタイミングで VAT を支払わなくても良いとすることを検討し、これは EU および EU 域外からの輸入の両方に適用されると述べている。）

- 英国から英国以外の EU 加盟国への製品の輸出、および英国以外の EU 加盟国から英国への製品の輸出は、第三国への製品の輸出とみなされるために、輸出のタイミングでは VAT を顧客に課さなくても良くなる（ただし、製品が英国を離れた証拠を残しておくことが求められる）
- EU レベルで設けられているシステム（VAT in One Stop Shop など）や、還付の仕組み（EU VAT refund system）などを英国の企業が利用する際には、EU 域外の第三国の企業として登録し直すことが必要となる

また、英国政府は海外から英国に送られる荷物の価値が 135 ポンド以下の場合、新しいシステムを 2019 年 3 月までに導入し、送り主がこのシステムで登録を行い、購入の際に VAT を顧客に課すことで、税関での手続きを避けることができるようにする、と述べている。

3. 推奨されるアクション

（1）合意なき離脱（ノー・ディール）に備えて取るべきアクション

ノー・ディールの際には上述の通り、税関での申告手続きと直接税の支払いが求められる可能性があるために、大きな混乱が予想される。特に、英国においてはノー・ディールのシナリオを勘案して対策を取っているものの、EU 側の全ての港などにおいて、これらの問題を想定して対策が採られているとは考えられない。そのため、英国と英国以外の EU 加盟国の間での輸出入を行っている日系企業は、このような混乱に備えて、ブレグジット前に輸出入を行い、ブレグジットの直前・直後に作業を行わなくても良いように準備をしておくことが推奨される。

ただし、英国側においては、ノー・ディールとなった際も対応できるように、現時点から法制度の整備と税関の手続きの変更に着手していると政府が発表しているために、他の EU 加盟国から英国に輸入する際には、英国政府の想定どおりに物事が進めば、大きな問題は発生しない。

（2）離脱協定が無事締結された場合のその他一般的にとるべきアクション

離脱協定が締結された場合には、少なくとも移行期間の間は現在の直接税の制度が保たれるために、すぐに対応を取る必要はない。その際には、離脱協定と共に英国と EU との将来の貿易関係に関する案が提出されているはずなので、それに基づいて対策を検討することとなる。

もし英国と EU の間にこれまで通りのモノの移動の自由が認められる場合、従前のやり方を大きく変える必要はないであろう。英国政府は現時点ではモノの移動の自由だけはこれまで通りを行うことを EU 側に提案しているが、現時点では EU はこれを強く拒絶している。

英国と EU の間にモノの移動の自由が認められない場合は、直接税の支払いに関して必要となる登録などを行うことで、英国・EU 間での製品の輸出入に関して発生する税金の支払いが正しく行われるようにすることが必要であろう。また、製品の輸出入に必要な税関申告書などの書類の提出に関しても英国において必要となる手続きを、英国貿易法案と英国関税法案が可決されるタイミングで確認すべきである。

加えて、EU や英国が今後第三国と締結する自由貿易協定の内容なども勘案し、サプライチェーンの変更を検討することで、直接税の適用を避ける形でのモノの流れを構築できないかについても検討すべきであろう。

また、製品の輸出入や輸送に関する契約書などにおいて、ブレグジット後に必要となる手続きや支払いの責任分担を明確にすることも非常に重要である。特に、既に結ばれている契約書でブレグジット後も継続して取引が行われる場合については、ブレグジットの影響を勘案した上で必要な修正を行うことが重要であろう。

X 企業買収手続きへの影響

[サマリー]

■ポイント

- 上場企業の買収に関しては、英国の EU 離脱(以下、ブレグジット)の直接的な影響はないと考えられる。
- 非上場企業の買収に関しては、契約の条文などに対する影響はないが、事業に対してブレグジットがどのような影響を与えるかは正確に判断する必要があるために、デューデリジェンス(投資対象となる企業や事業の資産価値やリスクに関する調査)はしっかり行うべきであろう。
- 企業結合に関する申請については、大企業の買収に関してブレグジット後は欧州委員会と英国の両方で申請を行わなければならない可能性がある。
- 多くの EU 加盟国で現在検討・実施されている外資規制については、今後 EU と英国の間の方針に差異が生まれてくるであろう。

■推奨されるアクション

- 非上場企業の買収においてはデューデリジェンスをしっかりと行うことで、不測の事態を避ける。現地の状況に熟知したアドバイザーの起用を検討する。

1. はじめに

企業買収は日系企業の重要なビジネス戦略の一つとなり、日系企業が欧州の現地企業の買収を足がかりとして、欧州市場に進出するは一般的となっている。本ガイドでは、ブレグジットが欧州における企業買収の手続きに与える影響を説明する。

2. EUにおける企業買収手続きの概要

一般的な企業買収は、上場企業の買収と非上場企業の買収の2種類が存在する。

上場企業の買収は、EU各加盟国の上場企業の買収に関わる国内法に基づいて行われなければならない。これらの国内法はEUの公開買付に関する指令（Directive on Takeover Bids (2004/25/EC)、以下、公開買付指令）に基づいて制定されており、EU加盟国間の上場企業の買収に関するルールはある程度の共通化が図られている。この指令の制定に際して、英国の公開買付に関する法制度（Takeover Code、以下、英国公開買付規制）の内容が参考にされ、指令の制定により、EU加盟国の公開買付に関する国内法が、英国の国内法に近づいた。

非上場企業の買収は、加盟各国の契約法に基づいて行われる。契約法についてはEUによる加盟国の法律に対する影響はほとんどなく、EU加盟各国の独自の法律に基づいて、契約の交渉・締結が行われることになる。

企業買収を行う際には、買収対象企業の様々な要素に関して調査を行うことが必要となる（デューデリジェンスの実施）。デューデリジェンスの対象となる主なポイントは以下の通りである：

- 会社の設立状況（親会社・子会社との関係）
- ファイナンスの状況
- 従業員に関わる情報（契約、ポリシー、労働組合）
- 取引先との契約
- 不動産
- 年金
- 知的財産権

- 訴訟・当局調査の有無
- ライセンス
- 保険

加えて、買収対象企業が競合相手である場合は、買収額や買収後の市場占有率の合計が一定の値を超えると、承認を当局から取得することが必要となる。買収が複数の EU 加盟国に関わるもので、買収後の売り上げが特定の金額を越えている場合には、基本的には欧州委員会から買収の承認を得なければならない。これは EU の規則（企業集中規則 (EC) 139/2004 および企業結合規則 (EC) 802/2004、併せて以下、EU 合併規則）により定められる EU 全体の共通のルールとなっている。買収が EU 基準に達していなくとも、EU 加盟各国で別途定められている基準を超えている場合には、該当する EU 加盟国の当局から承認を得ることが求められる。

英国においては競争・市場庁（Competition and Markets Authority、以下、CMA）が管轄当局で、企業結合規制の対象となる取引は以下の条件を満たすものとなる：

- 対象企業が英国において 7,000 万ポンド以上の売上高がある、または
- 当該合併により特定の商品やサービスのシェアが 25%以上に増加する

また買収にあたり、複数の企業を合併させる手続きが EU の指令（2017/1132、以下、EU 越境合併指令）により設けられている。この指令により制定された加盟各国の国内法に基づいて手続きを行うことで、EU の複数加盟国に設立された企業が合併することが可能となっている。

3. ブレグジットによる影響

(1) 英国公開買付規則に関する影響

英国の公開買付規制は公開買付指令に基づいて制定されているが、国内法となっている上に、2018 年に制定された EU 離脱にあたっての英国内法（以下、2018 年 EU 離脱法）の下でその効力は保たれるため、ブレグジットによる直接の影響はない。しかし、公開買付規制は比較的頻繁に改定が行われており、今後 EU 指令という枠組みが外れることにより、改定のタイミングで EU の他の加盟国の公開買付に関する法律とは異なった部分が出てくる可能性は高いであろう。とはいえ、上場企業の買収は国内で完結することが多

く、他の加盟国と英国の上場企業の買収に関する法律が違うことが実務に与える影響は軽微である為に、特にこの点について気にする必要はない。

(2) 非上場企業の買収に関する影響

上述の通り、非上場企業の買収の際に締結される契約の条文に対する EU の法律の影響はほとんどないために、契約の内容に対するブレグジットの影響を気にする必要はない。ただし、デューデリジェンスにおいてブレグジットを見据えたレビューを行うことは重要となる。例としては以下のようなポイントが挙げられる：

- EU 域内のグループ会社の構成と、ブレグジットによる間接税への影響（詳細は別のガイド「企業グループ内のファイナンス（資金の移動・調達）における留意点」を参照）
- 現在の従業員の継続雇用と、新規従業員の雇用に対する影響（詳細は別のガイド「従業員の雇用に対する影響」を参照）
- 取引先との契約において、EU を契約対象のテリトリーとしている場合の影響（例えば、独占販売権が与えられている地域が EU で、英国がその対象から外れると解釈された際の影響）
- ブレグジットにより EU レベルで登録がなされている商標や意匠などの知的財産権が英国では有効でなくなる可能性（詳細は別ガイド「知的財産権に関する影響」を参照していただきたい）
- ブレグジットによりライセンスが失われる可能性、およびパスポートリングなどの仕組みの利用状況と、再登録などにかかるコスト
- 英国と他の EU 加盟国をまたいだファイナンスや保険会社が適切な措置を取っていないために保険契約が無効となる可能性
- 輸出入に関わる契約における責任分担の確認（詳細は別ガイド「英国／EU 間の輸出入における税務面での影響」を参照）

(1) 合併規則に関する影響

ブレグジットのタイミングで、英国における EU 合併規則の適用がなくなるために、欧州委員会から承認を得なければならない合併・買収の閾（いき）値（その値を境にし

て、動作や意味などが変わる値)の計算に関して、英国のビジネスが考慮されないことになる。また、これまでは閾値を越えた場合は、各 EU 加盟国で申請を行う必要はなく、基本的には欧州委員会からの承認のみを得ればよかったが、今後はその際も英国では国内法の下での申請が求められるかを検討することが必要となり、場合によっては EU と英国で二重の申請が必要になる可能性がある。

(3) 国境を越えた合併

英国が EU を離脱した後は、EU 越境合併指令の下で加盟国にある企業の定義から英国企業は外れるため、EU 越境合併指令を利用した英国企業と他の加盟国の企業の合併はできなくなる。

(4) その他の影響

EU 域内企業の買収等を含む海外投資家による EU における直接投資は、過去 10 年間で大幅に増加している。こうした買収の増加に伴い、EU 加盟国は、欧州のノウハウや消費者のデータが域外に移転されることを懸念し、2017 年初め、ドイツ、フランスおよびイタリア政府は、EU 加盟国が EU 域外の国々からの投資を規制できる措置を講じるよう欧州委員会の通商担当委員に書簡で提案した。同時に、ドイツやイタリアを含むいくつかの EU 加盟国は、自国の投資関連規制の強化を実施、または検討している。欧州委員会は 2017 年 9 月、EU への外国直接投資をスクリーニングするための EU 全体の枠組みを創設する提案を発表した。さらに、欧州委員会は、EU における外国直接投資の詳細な分析を行い、また、この分野における共通の戦略的な懸念と解決策を議論するために加盟国と連絡会議を設ける意図を発表した。

このような背景の中、EU からみると、英国企業は「海外投資家」に当たるため、ブレグジット後は英国から英国以外の EU 加盟国への投資が、特定の分野においては制限される可能性がある。

また英国においても、軍事装備品（軍民両用装備品を含む）、コンピューター・ハードウェアおよび量子技術の開発と製造に関係する英国企業の買収案件については、国家安全保障の観点から、競争・市場庁（CMA）および国務大臣がより幅広い範囲の買収案件を調査できるよう、2018 年 6 月 11 日より基準額が大幅に引き下げられた：

- ・ 売上高の基準：英国における売上高が 7,000 万ポンドから 100 万ポンド以上に引き下げ。

- ・ 供給シェアの基準：当該取引により特定の商品やサービスのシェアが 25%以上に増加する案件だけではなく、対象会社のみで 25%の供給シェアを占める場合も対象に含めるように改正。

加えて英国は今後数年の間に更なる規制を設けることを検討しており、現在の政府の提案では、英国の国家安全保障に不可欠な機能を有する企業（民間原子力、防衛、エネルギー、通信、運輸、軍事、軍民両用製品、先進技術、政府・緊急サービス分野など）の買収の際には、外国資本の投資に関して届出を義務づけることが検討されている。日系企業が英国や EU の企業を買収する際、これらの法制の適用が避けられないため、今後の EU と英国の両方における法制度の改定には注意が必要である。

4. 推奨されるアクション

上述のポイントについては共通の取るべきアクションがあるわけではなく、企業買収の状況に応じて取られるべき施策が異なってくるため、まずは正しい情報収集のためのデューデリジェンスをきちんと行い、不測の事態をできるだけ少なくすることが重要であろう。

加えて、現状不確定要素が多いブレッグジットのプロセスの中で、状況に合わせた柔軟な対応を取ることができるよう、現地の状況を熟知しているアドバイザーを利用することがこれまで以上に重要となるであろう。

上述のポイントは企業買収の契約だけでなく、全ての契約において重要である。そのため日系企業は、英国と EU 加盟国が関係する重要な契約を洗い出し、これらの契約においてブレッグジットが重大なインパクトを与えないかをできるだけ早く検討することが必要であろう。

ブレグジットに関するチェック項目

	チェック項目	チェックの理由	ガイドブックの該当項目
1. ビジネスの全体像			
<input type="checkbox"/>	英国と EU の会社形態（子会社、支店）及び登記国の確認	事業の本拠地と登記の場所が違う場合に問題が発生する可能性がある	現地法人・支店に対する影響と留意点
<input type="checkbox"/>	英国と EU にある子会社間の資本関係はどうなっているか	子会社から親会社への配当の支払いに源泉徴収税がかけられる可能性がある	企業グループ内のファイナンス（資金の移動・調達）における留意点
<input type="checkbox"/>	事業規模が大きい支店（法人格を持たない）が英国を含まない EU 加盟国にあるか	事業の本拠地と登記の場所が違う場合に問題が発生する可能性がある	現地法人・支店に対する影響と留意点
2. 金融取引			
<input type="checkbox"/>	英国の子会社と英国を含まない EU 加盟国の金融機関（銀行、保険会社、など）の間に取引があるか	国境を越えて契約を結んでいる際に、ブレグジット後の支払い（保険のクレーム、ローンなど）が違法とみなされる可能性がある	-
<input type="checkbox"/>	英国を含まない EU 加盟国にある子会社と英国の金融機関（銀行、保険会社など）の間に取引があるか	国境を越えて契約を結んでいる際に、ブレグジット後の支払い（保険のクレーム、ローンなど）が違法とみなされる可能性がある	-
<input type="checkbox"/>	子会社・関係会社間での貸付はあるか	利子に対して源泉徴収税がかけられる可能性がある	企業グループ内のファイナンス（資金の移動・調達）における留意点
<input type="checkbox"/>	子会社・関係会社間での知的財産、ノウハウ、その他技術に関するライセンスに関わるロイヤルティの支払いはあるか	ロイヤルティの支払いに対して源泉徴収税がかけられる可能性がある	
3. 顧客/サプライヤーとの取引			
<input type="checkbox"/>	英国を含む EU 加盟国の顧客（政府含む）やサプライヤーとの取引で重要なものはどれか（金額、顧客との関係などの観点から）	重要な契約については専門家に依頼の上、ブレグジットの影響を確認すると共に、必要な対策を取るべきである	-
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、輸出入の経路はどうなっているか	間接税（関税、物品税、VAT など）に関する影響の可能性がある	英国/EU 間の輸出入における税務面での影響
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、契約主体は誰か	政府調達などで国籍（企業が登記する国）を理由に不利な立場となる可能性がある	現在の EU の枠組みとブレグジットによる英国法への影響
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、税関手続きは実際に誰が行なっているか、また契約上の義務はどうなっているか	税関における手続きが大きく変わることが想定されている（特に英国で税関申告を行なうことができるかを確認）	英国/EU 間の輸出入における税務面での影響

	チェック項目	チェックの理由	ガイドブックの該当項目
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、関税・物品税・VATの支払いはどの当事者の義務か	間接税（関税、物品税、VAT など）が税関で課される可能性があり、想定していなかった製品の値上げなどに繋がる可能性がある	英国/EU間の輸出入における税務面での影響
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、準拠法・管轄の条文はどのように規定されているか	判決の執行に対する影響がある可能性	英国法準拠・英国裁判所管轄の契約に対する影響
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、ブレグジットで税関手続きなどが遅れた際の契約上の義務は何か（例：不可抗力条項（フォース・マジュール）や期限遵守条項（TOE 条項）などが契約書にどのように記載されているか）	ブレグジット後の混乱などを理由に契約解除などを求められる可能性がある	-
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、地域が指定されている契約はあるか（「EUのみの独占権」など）	EU という地域の指定に英国が含まれないことにより混乱が生じる可能性がある	-
<input type="checkbox"/>	上記の契約において、上記の項目以外にブレグジットの影響を受ける条文はあるか	重要な契約については専門家に依頼の上、ブレグジットの影響を確認すると共に、必要な対策を取るべきである	-
4. 許認可			
<input type="checkbox"/>	事業を行なうにあたり英国を含むEU加盟国当局からライセンスや許認可を必要としているか、受けている場合にはその種類と加盟国	金融機関、運輸、通信、製薬、専門サービスなどの事業を行なうにあたってライセンスが必要となる企業は、その効力に影響が及ぼされる可能性がある	-
<input type="checkbox"/>	EU域内でビジネスを行なうにあたり、英国以外のEU加盟国で得ているライセンスに基づいてビジネスを行なっているか（パスポートリング）	金融機関、運輸、通信、製薬、専門サービスなどパスポートリングを利用して英国以外のEU加盟国で事業を行なっている場合に、違法とみなされる可能性がある	-
5. 雇用			
<input type="checkbox"/>	英国に居住する、英国以外のEU加盟国籍の従業員の居住期間/永住権の有無の洗い出し	従業員のブレグジット以降の雇用にあたり、英国の移民法に基づいた手続きにコストが発生する可能性がある	従業員の雇用に対する影響
<input type="checkbox"/>	英国以外のEU加盟国に居住する、英国籍の従業員の居住期間/永住権の有無の洗い出し	従業員のブレグジット以降の雇用にあたり、当該国の移民法に基づいた手続きにコストが発生する可能性がある	
<input type="checkbox"/>	上記に該当する従業員の内、要職にある社員の契約書がブレグジットの影響を受けないかを精査	要職にある従業員との契約において問題が発生しないことを事前に確認し、対策を取ることが必要	

	チェック項目	チェックの理由	ガイドブックの 該当項目
<input type="checkbox"/>	欧州労働組合（European Works Council）がある場合には、その契約・規定がブレグジットの影響を受けないかを精査	EU の仕組みである欧州労働組合に関しては、その取り決めの内容によっては問題が起こる可能性がある	従業員の雇用に対する影響
6. 知的財産権/IT			
<input type="checkbox"/>	統一特許の利用可能性と必要となる対策を確認	統一特許のしくみが今後進展をした際に有効活用できるように現時点から準備をするべき	知的財産権に対する 影響
<input type="checkbox"/>	EU 商標・EU 意匠の登録状況の確認	EU 商標・EU 意匠が英国での適用がなくなることによる影響を確認	
<input type="checkbox"/>	EU 非登録意匠の使用状況の確認	EU 非登録意匠が英国での適用がなくなることによる影響を確認	
<input type="checkbox"/>	著作権に関係する権利で、EU 法で定められている権利の利用状況の確認（EU 加盟国をまたがった放送など）	著作権に付随する EU 法の下で与えられている特殊な権利を使用している企業は、事前に対策を検討するべき	
<input type="checkbox"/>	.eu ドメインの使用状況と、その管理者の確認・対策の検討	.eu ドメインを英国の子会社などを通じて保有している場合には、失われる可能性がある	
<input type="checkbox"/>	知的財産権に関わるライセンス契約の地域の確認	英国が EU に含まれなくなることなどによるライセンス失効を防ぐことが重要	
<input type="checkbox"/>	使用している IT システムに関わるライセンス契約の地域の確認	英国が EU に含まれなくなることなどによるライセンス失効を防ぐことが重要	
7. コンプライアンス			
<input type="checkbox"/>	EU で製品を流通させるためにどのような指令・規則（REACH など）に基づいて製品の認証手続きを行っているかを確認	英国の管轄当局への登録や、英国の輸入業者・代理人が EU では無効とみなされる可能性がある	主な EU 規格基準・規制に関する留意点

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20180021>

「英国のEU離脱に関する法律・制度上のガイドブック」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569